

成長、人口・地域等

財務省

2024年4月9日

1. 日本の現状と財政のあり方

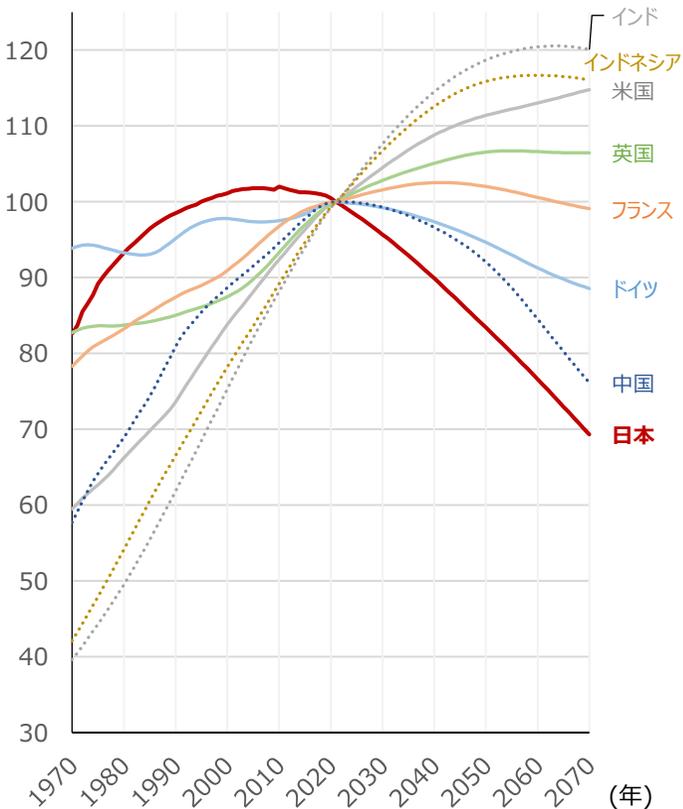
2. 成長等

3. 人口・地域

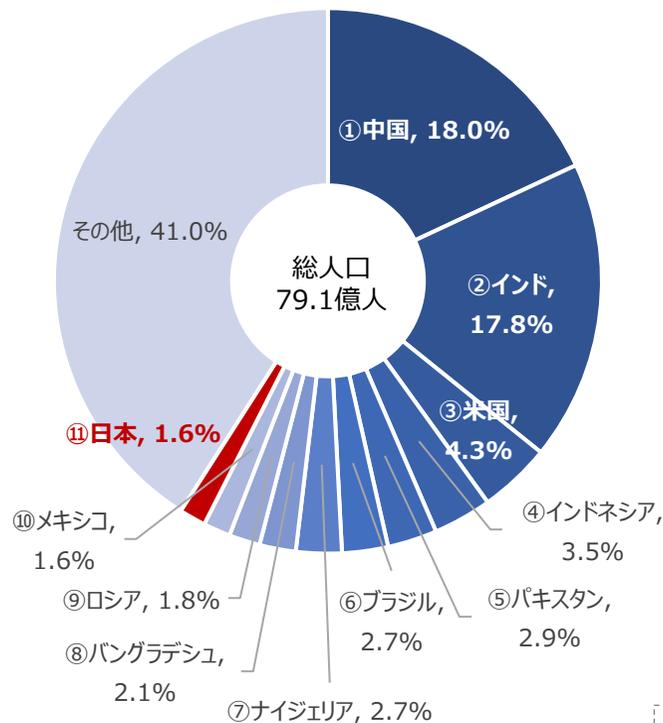
各国の総人口の推移と今後の見通し

- 我が国の人口は、主要国と比較してかなりのペースで減少していく見通し。
- 現在、我が国の人口は世界で概ね10位前後となっているが、国連の推計によれば、2070年には26位まで低下する見通し。

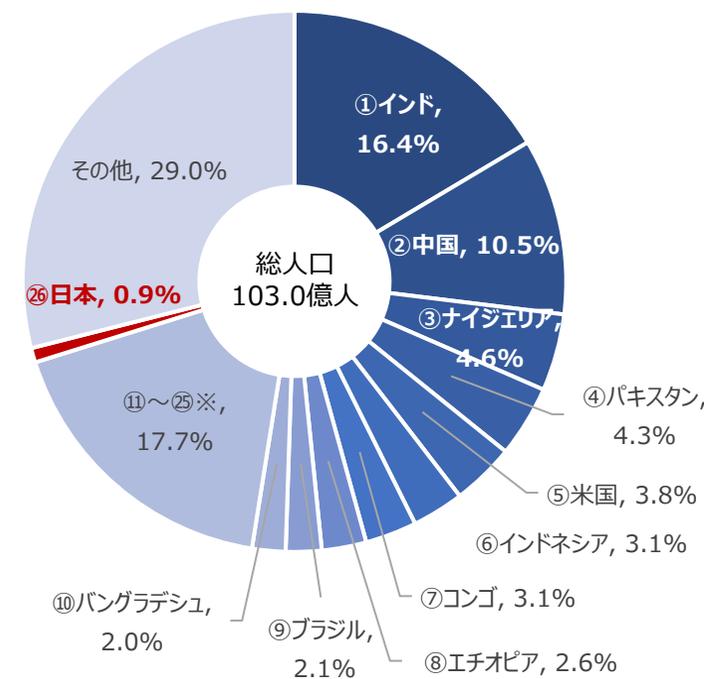
主要な先進国・アジア諸国の人口の推移
(2021年 = 100)



各国の人口 (2021年)



各国の人口 (2070年)



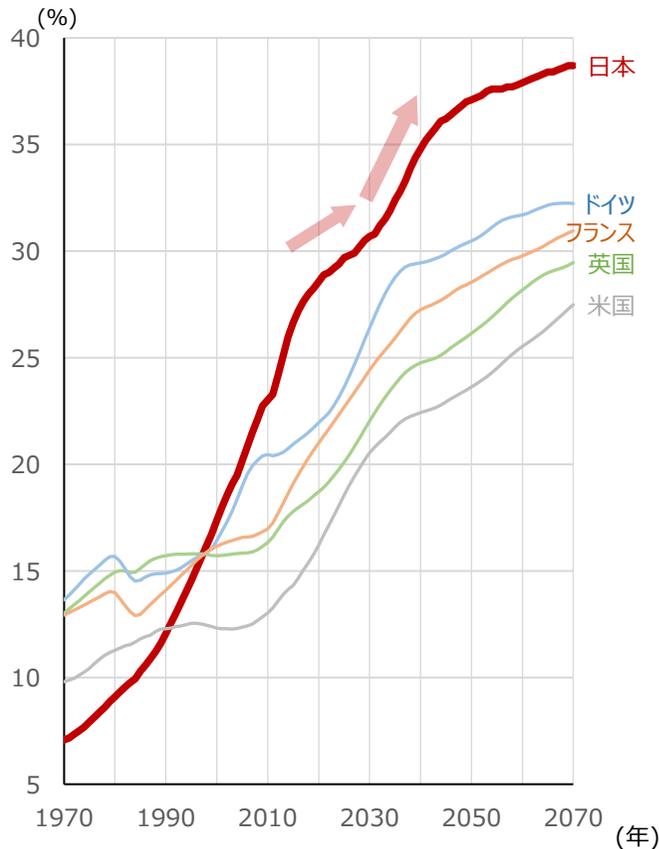
(※) ⑩ エジプト、⑪ タンザニア、⑫ フィリピン、⑬ メキシコ、⑭ ロシア、⑮ ウガンダ、⑯ スーダン、⑰ ニジェール、⑱ ベトナム、⑳ ケニア、㉑ アンゴラ、㉒ アフガニスタン、㉓ イラン、㉔ トルコ、㉕ イラク

(出所) 左図：UN “World Population Prospects 2022”、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）
右図：UN “World Population Prospects 2022”

高齢者・生産年齢人口の推移と見通し

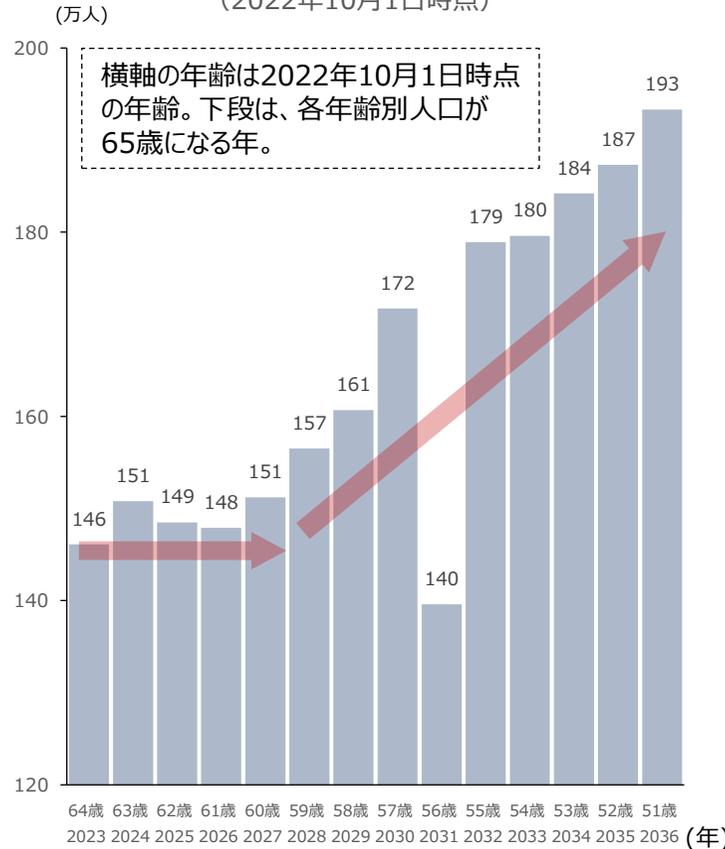
- 我が国の高齢者比率は、足元ではやや伸び率が鈍化しているが、2030年前後より再び大きく増加し、その後も増加していく見通し。
- 生産年齢人口比率は、足元では概ね横ばいとなっているが、2030年前後から再び大きく減少する見通し。

高齢者（65歳以上）の割合

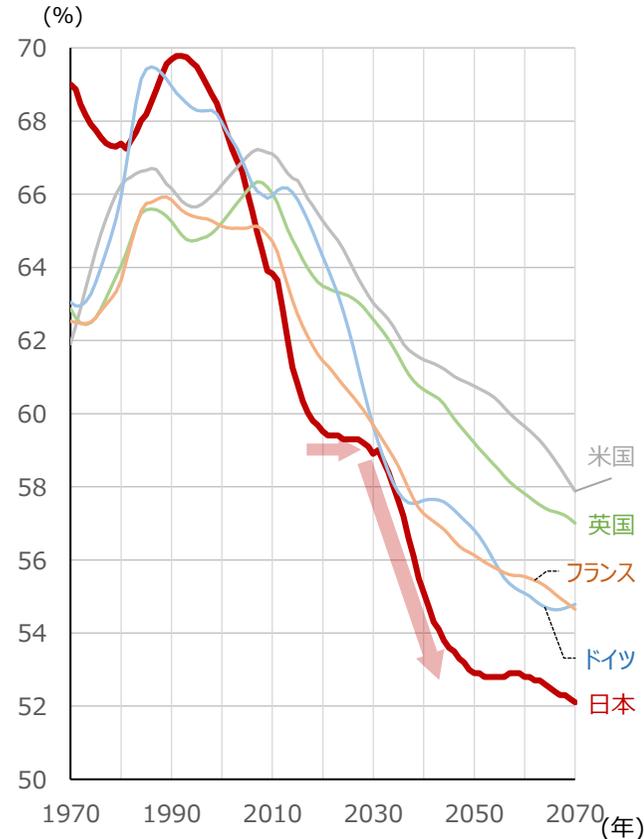


各年齢別人口

(2022年10月1日時点)



生産年齢人口（15～64歳）の割合

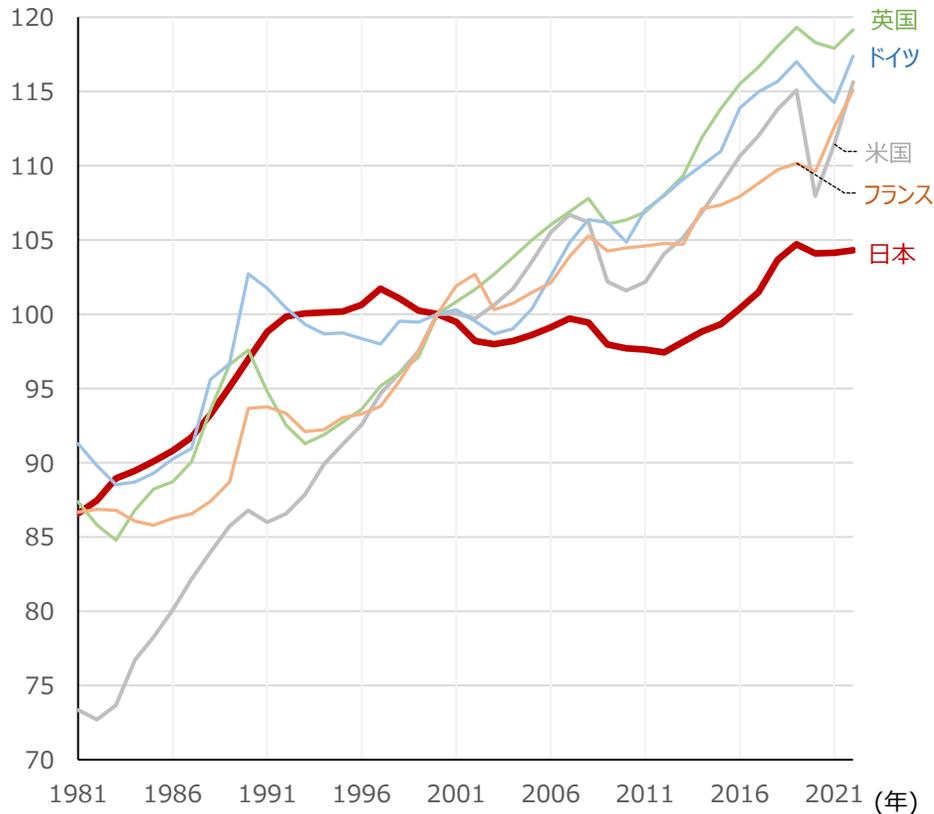


(出所) UN “World Population Prospects 2022”、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

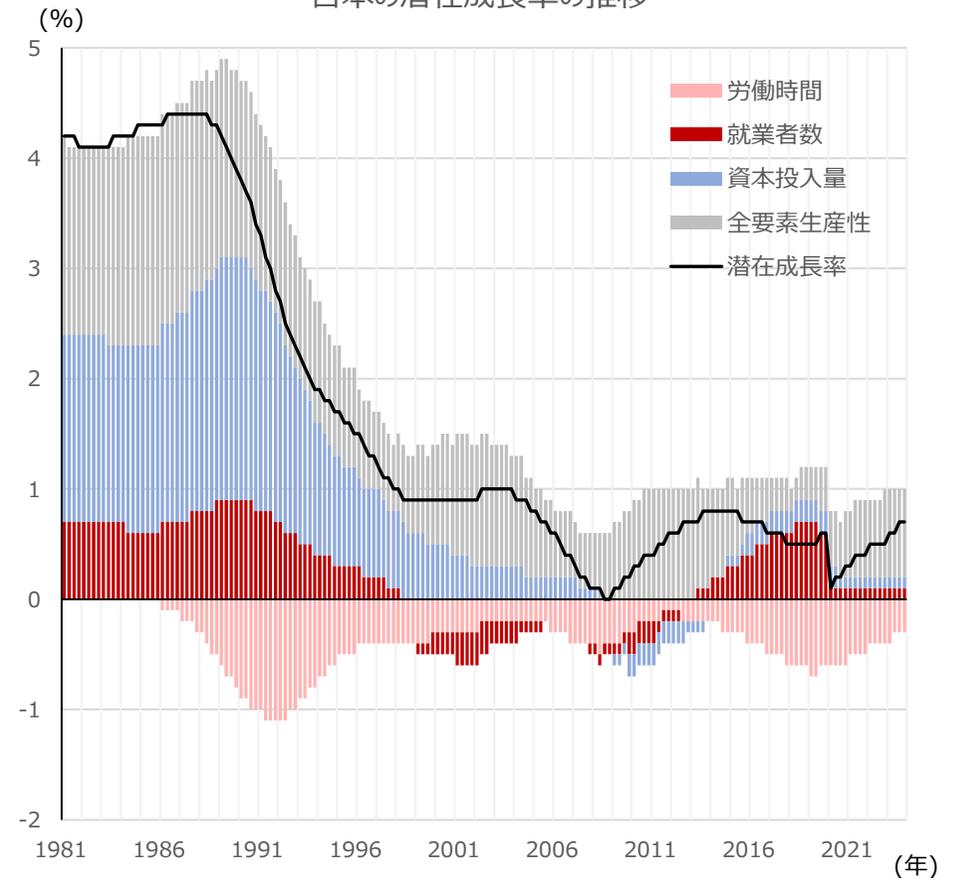
就業者数・潜在成長率の推移

- 我が国の就業者数は、2010年代には増加傾向にあったが、近年頭打ちの傾向。
- 今後の人口動態や就業者数の変化を見据えながら、経済成長と財政健全化の両立を図っていくことが重要。

就業者数の推移（2000年 = 100）



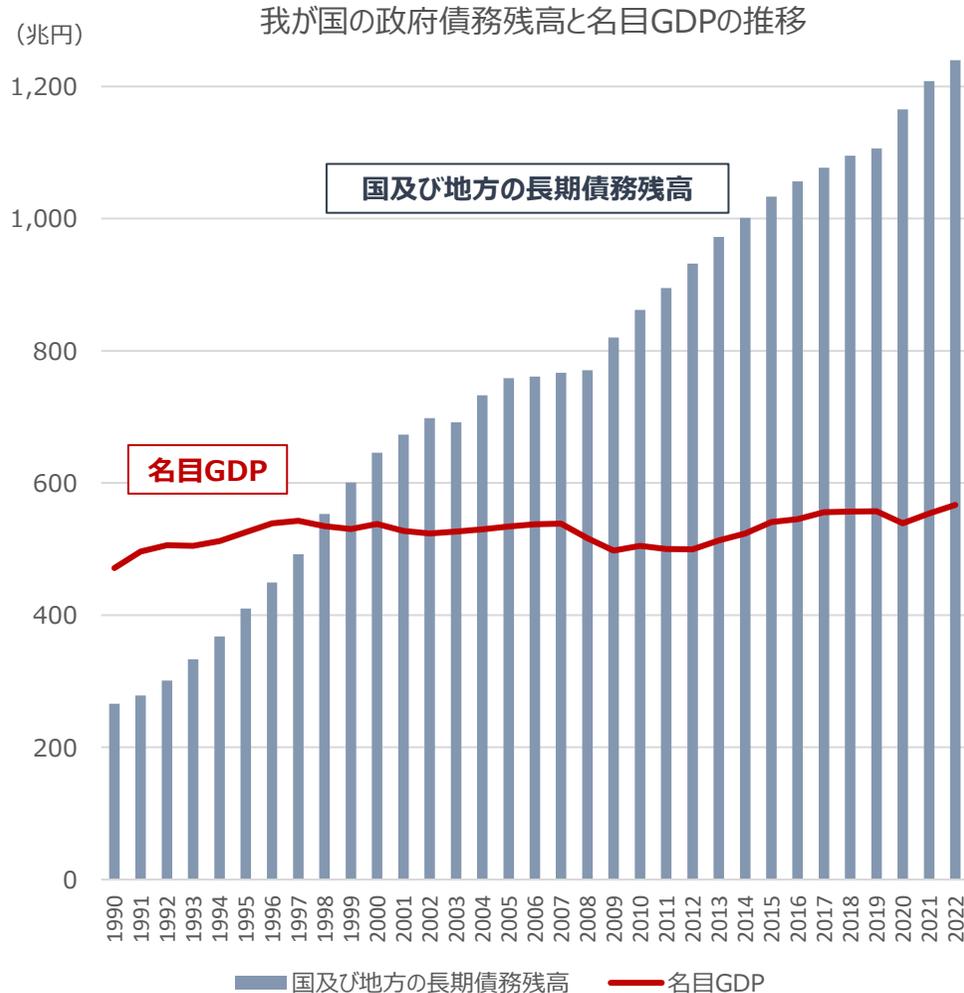
日本の潜在成長率の推移



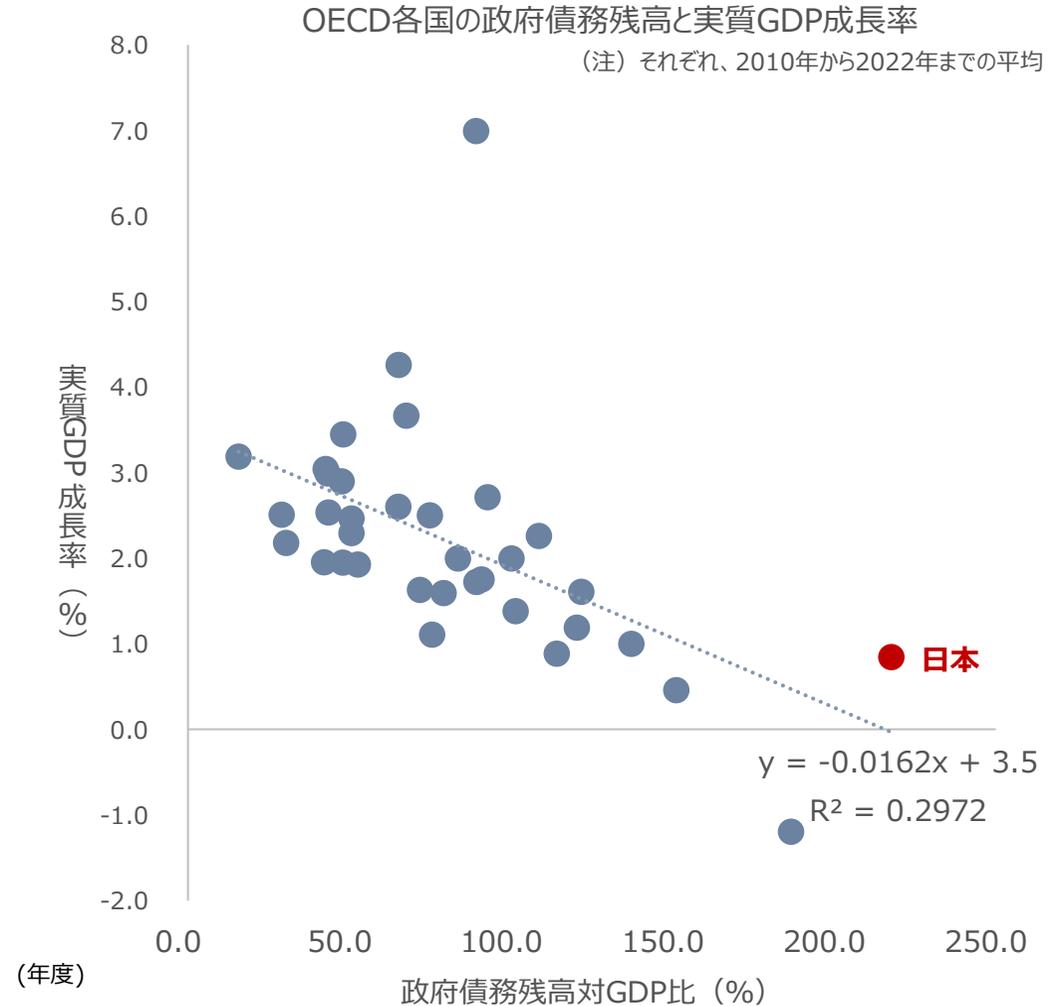
(出所) OECD Stat、総務省「労働力調査」、内閣府資料

政府支出拡大の効果等

- 拡大する財政出動の結果、過去20年で政府債務残高は約2倍となったが、名目GDPはほぼ横ばい。**積極的な財政運営が持続的な成長にはつながっていない面もある。**
- 先進国の債務残高（対GDP比）と実質経済成長率の関係性を見ると、**必ずしも正の相関関係は見られない。**



(出所) 財務省、内閣府



(出所) OECD“Economic Outlook 114”

効果的な財政支出の必要性

- 持続的な成長のためには、財政支出の量的な拡大ではなく、メリハリをつけ、**成果を挙げられる支出に重点化していく必要**。
- そのためには、**EBPM(証拠に基づく政策形成)**も活用し、**PDCAサイクルを強化することが重要**。

◆令和五年度予算の編成等に関する建議（令和4年11月 財政制度等審議会）（抜粋）

- 日本の財政支出対GDP比はOECD諸国の平均を大きく上回るペースで増加してきており、結果として財政赤字が継続し、1990年代初頭は200兆円台であった債務残高は1,000兆円を超えるに至っている。それにも関わらず、名目GDPはほぼ横ばいのままである。経済低迷と財政悪化が同時に進行していたということにほかならない。名目政府支出の乗数効果も、趨勢(すうせい)的に低下してきている。**少なくとも、この間の拡張的な財政運営は、持続的な成長にはつなげていない。**
- こうした経緯から見ても、**単に財政支出を拡大することで経済成長を図ろうとしても、結果は望み難い**。限られた財政資源を最適な形で配分するため、政策の優先順位付けとスクラップ・アンド・ビルドを通じて、真に効果的な施策への絞込みを行うなど、**メリハリのついた予算を作成し、成果を挙げられる支出に重点化していく必要がある**。

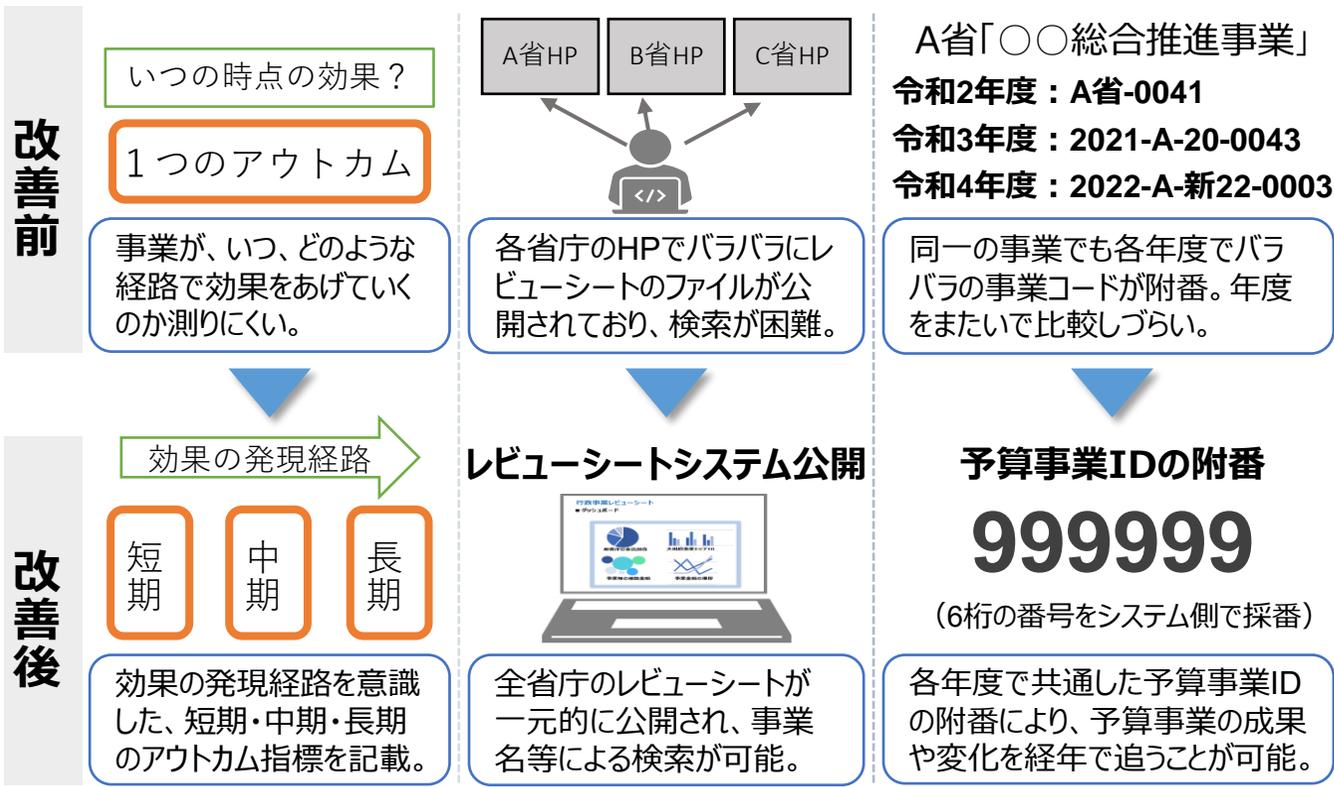
◆令和六年度予算の編成等に関する建議（令和5年11月 財政制度等審議会）（抜粋）

- あわせて、かねてより指摘してきたことではあるが、**財政支出に当たっては、定量的な政策目標を明確にするとともに、その政策効果（アウトカム）を厳しく問うEBPM（証拠に基づく政策形成）を徹底していくことが重要**である。こうした取組を通じてPDCAサイクルを強化し、**財政出動が経済成長をはじめとする政策目標の達成に当たって効果的なものとなっているかどうかを不断に検証していくことが不可欠**である。その上で、将来に向けてより有用な施策を実行していくために、有用であっても効果が小さい既存の施策を恐れずに取り止めていくべきである。こうしたスクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底することを通じて、**選択と集中によるメリハリの効いた財政運営を行い、成長と分配の好循環を実現していくことが可能となる**。

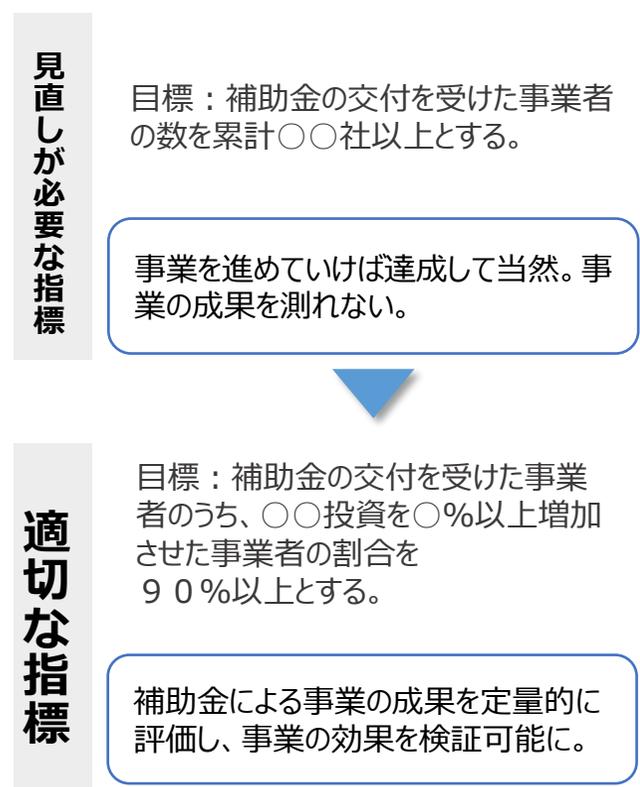
行政事業レビューの活用と見える化

- **EBPMを本格的に導入する環境整備**のため、令和5年度の行政事業レビューから、約5,000の予算事業全てについて**新たなレビューシートを導入**し、事業の目的に沿った**短期・中期・長期のアウトカム**を記載事項とする等の改善を実施。
- また、本年9月から、各省庁のレビューシートをデータベースで一元的に閲覧できる**行政事業レビューシートシステムを公開予定**。**予算事業IDを附番**し、予算事業の成果や変化を経年で追うことができるようにするとともに、今後、予算額、事業名、支出先等による検索も可能となる予定。
- こうした取組みにより、予算編成・執行・評価の各段階における透明性を高め、**第三者からの検証等を可能にして、各省庁における自律的な事業の見直しを促進**するとともに、事業が各時間軸でどのように成果を上げ、目的を達成するのかを明らかにすることが重要。
- 事業によってアウトカム指標の設定の質に差がある状況。**事業の効果測定に不十分・不適切なアウトカム指標**も一定程度あり、今後、予算の効率化に向けて、これらを**適正なアウトカム指標に見直し**て行政事業レビューの質の向上を図っていくべき。

◆ EBPMのための環境の整備



◆ レビューの質の向上



基金の点検・見直しの横断的な方針について

- 令和5年12月20日の行政改革推進会議において、**基金の点検・見直しの横断的な方針を決定**。行革事務局において、**全基金の点検・見直し**を行っているところ。
- 方針では、予算決定と同時に短期（3年程度）のものも含めて、**定量的な成果目標を策定・公表した上で、その達成状況を見て、新たな予算措置を検討**するとしており、**EBPMに基づく予算措置の考え方**を取り入れている。

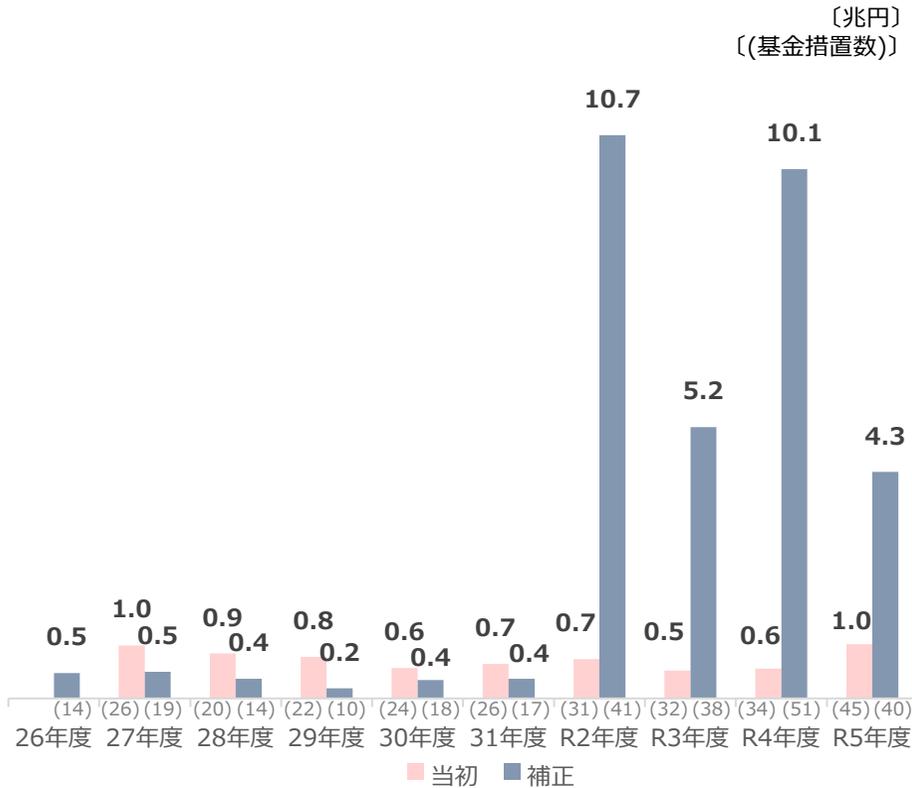
基金の点検・見直しの横断的な方針について（令和5年12月20日行政改革推進会議決定）

1. 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。
2. **予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表**する。
3. **基金への新たな予算措置は、3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討**する。（毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）
4. 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
5. 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。（同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については、廃止を検討する。）
6. 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格な見直しを行う。

基金への予算措置

◆ 基金への予算措置額の推移



<令和4年度補正予算における基金への主な予算措置>

- ・燃料油価格激変緩和基金：4.2兆円
- ・安定供給確保支援基金(半導体・蓄電池等)：0.8兆円
- ・中小企業等事業再構築促進基金：0.6兆円
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金：0.5兆円
- ・ワクチン生産体制等緊急整備基金：0.5兆円
- ・特定半導体基金：0.5兆円
- ・大学等成長分野転換支援基金：0.3兆円
- ・バイオものづくり革命推進基金：0.3兆円
- ・グリーンイノベーション基金：0.3兆円
- ・革新的研究開発推進基金(創薬ベンチャーエコシステム強化事業)：0.3兆円

<令和5年度補正予算における基金への主な予算措置>

- ・安定供給確保支援基金(半導体・蓄電池等)：0.9兆円
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金：0.7兆円
- ・特定半導体基金：0.6兆円
- ・デジタル基盤改革支援基金：0.5兆円
- ・GIGAスクール構想加速化基金：0.3兆円

(注1) 補助金適正化法施行令に規定する基金造成費補助金等の当初及び補正予算計上額並びに当初及び補正予算で措置された数を、各府省からの聞き取りに基づき集計(補助金適正化法施行令を改正し、基金事業の性質の明確化等を行った平成26年度補正予算以降を記載)。各年度の補正予算で措置された数について、同年度に同一の基金が複数の補正予算で措置されている場合は、重複して計上している。

(注2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独分、令和2年度3.0兆円、令和3年度1.2兆円)等、一定の要件を満たす場合に基金化可能であり、予算措置時点で基金化される額が確定していないものを含む。

1. 日本の現状と財政のあり方

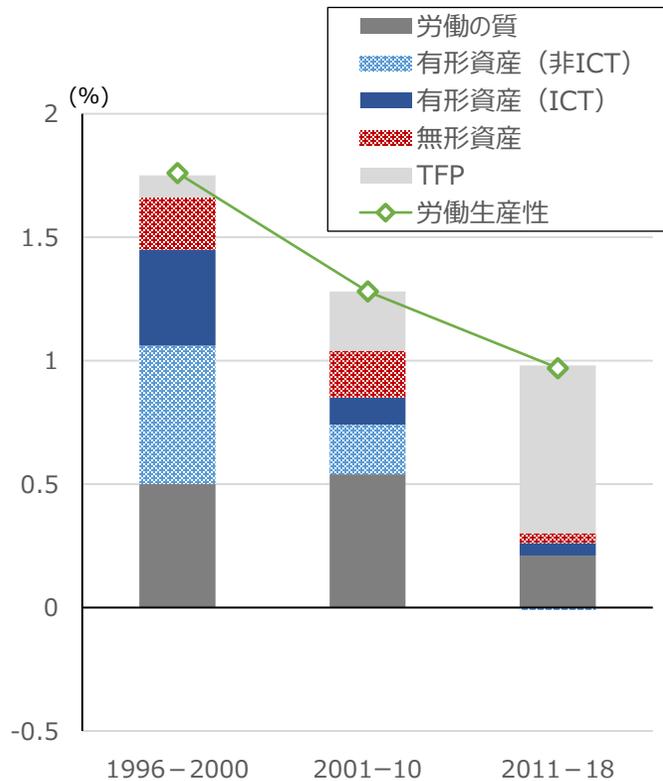
2. 成長等

3. 人口・地域

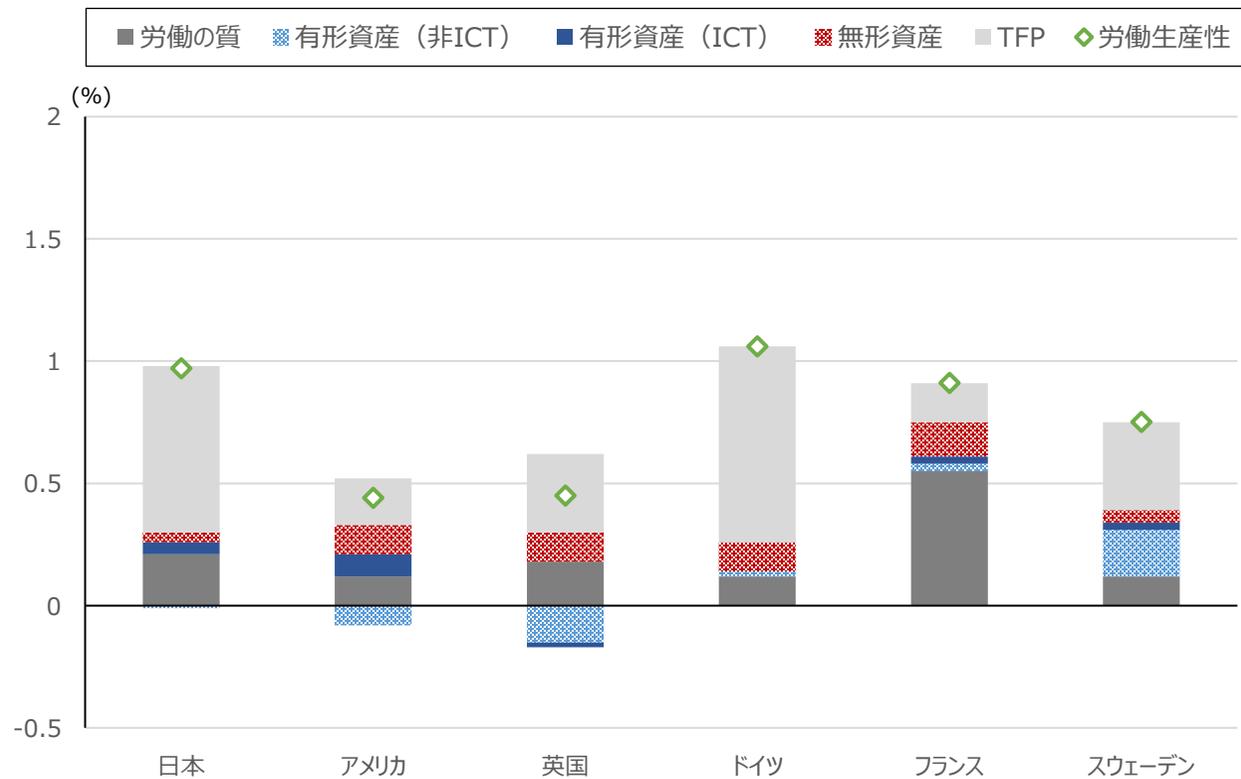
我が国の労働生産性の推移

- 生産年齢人口が大きく減少する中においては、諸外国以上に労働生産性を上昇させていくことが不可欠。
- 一方で、日本の労働生産性上昇率の推移を見ると、1990年代後半以降徐々に低下しており、とりわけ資本装備率（無形資産、有形資産（ICT）、有形資産（非ICT））の低下が大きい。また、諸外国と比較すると、特に無形資産（ソフトウェア、人的資本など）の資本装備率の寄与が小さい。

日本の労働生産性上昇率の寄与度分解



各国の労働生産性の寄与度分解 (2011~18年の平均)



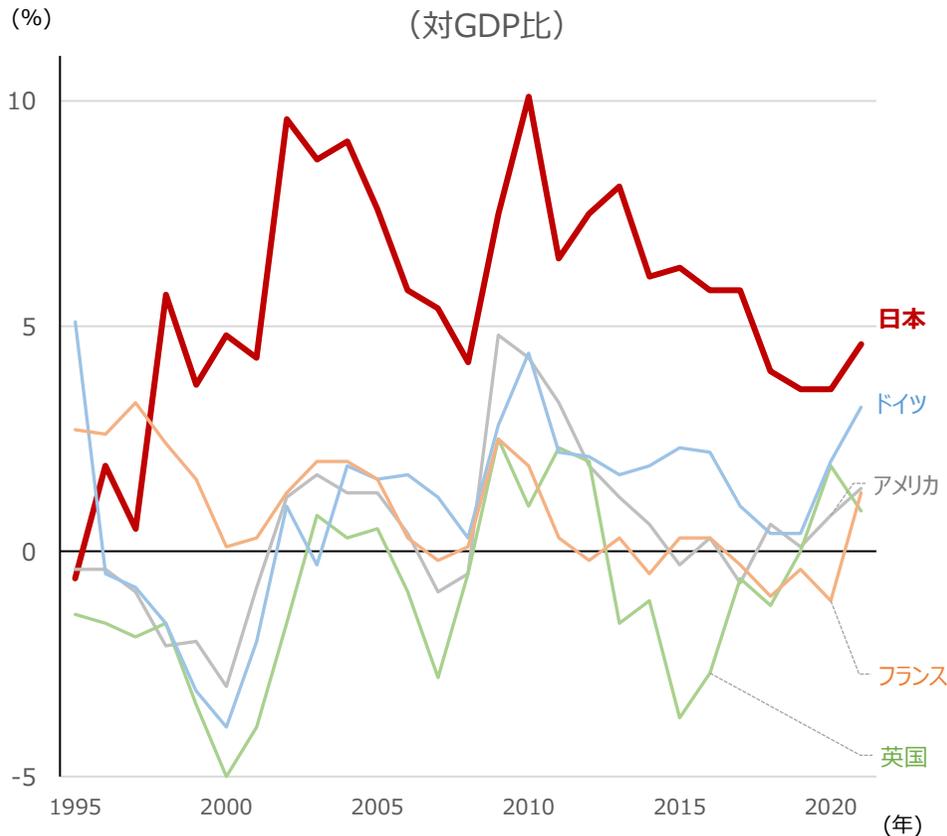
注1) ここでいう労働生産性は、労働投入1単位当たりの実質付加価値額であり、マンアワーベース。

注2) 労働の質は、性や雇用形態、最終学歴等の属性別の労働者グループの平均賃金の加重平均で代理されていることから、相対的に賃金が高い（低い）労働者の比率が高まれば低下（上昇）する。

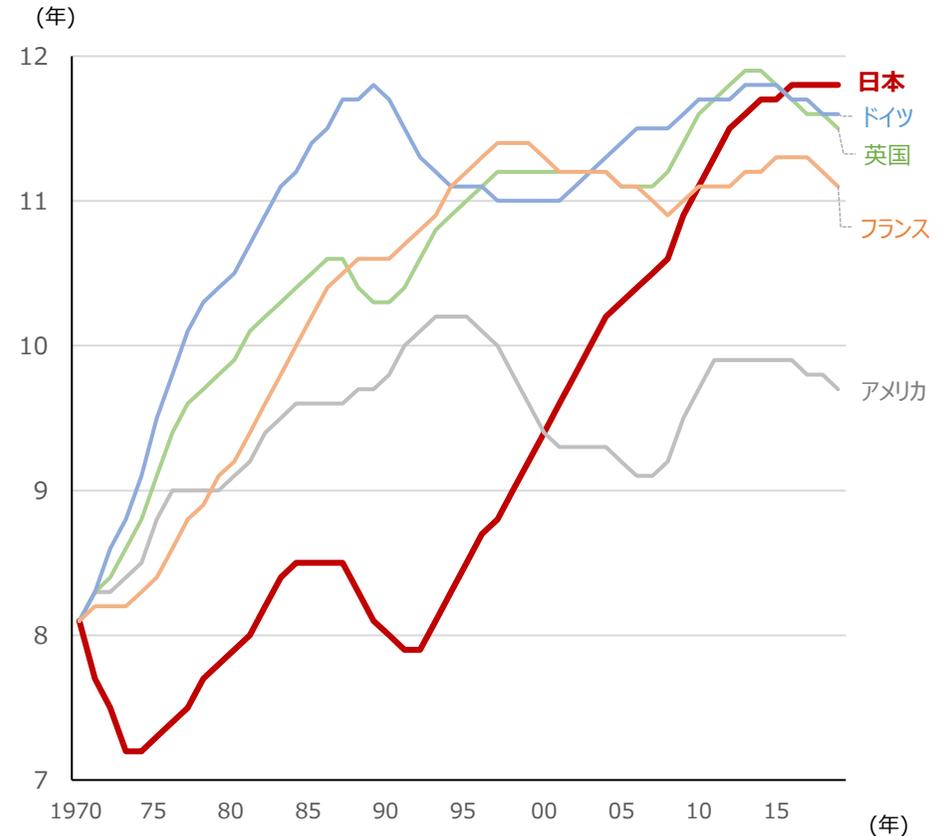
民間主導の経済成長の実現

- 2000年代を通じて、民間企業の投資は低迷し、日本の企業の純貯蓄（＝貯蓄－投資）は諸外国と比べて高い水準で推移。投資の低迷は、資本の平均年齢（ヴァンテージ）の上昇につながっているとの指摘もある。
- 今後は、人への投資を含めて民間企業による無形・有形の投資を促し、民間主導の経済成長を実現していく必要。

企業部門の貯蓄・投資バランス
(対GDP比)



各国の資本のヴァンテージ



出所) 「企業部門の貯蓄・投資バランス」及び「各国の資本のヴァンテージ」については、内閣府「令和5年度 年次経済財政報告」。

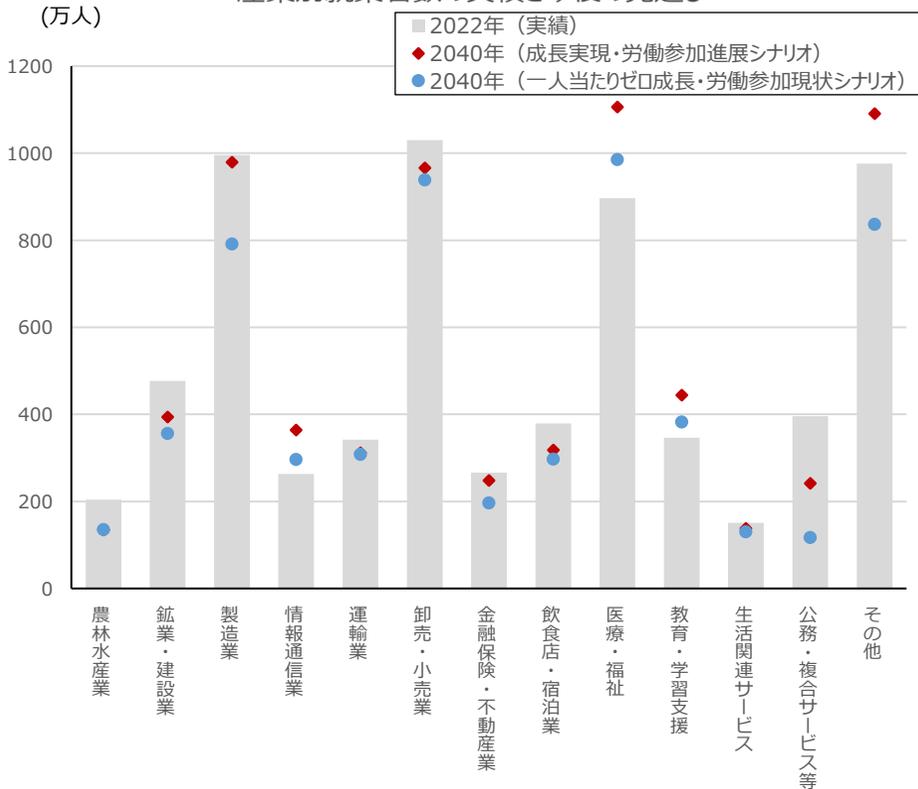
産業別の就労状況と労働移動の円滑化

- 労働政策研究・研修機構の推計によると、医療・福祉、教育・学習支援、情報通信業については、成長実現シナリオ※¹、一人当たりゼロ成長シナリオ※²のいずれの場合であっても2040年にかけて就業者数は増加する見通しである一方、それ以外の多くの産業では就業者数が減少する見通し。
- いずれにせよ、今後の経済構造の変化に応じて、労働需給は大きく変化し得る。そうした中、各人がより生産性の高い職場に円滑に移動できるよう、労働移動の円滑化に取り組んでいくことが必要。

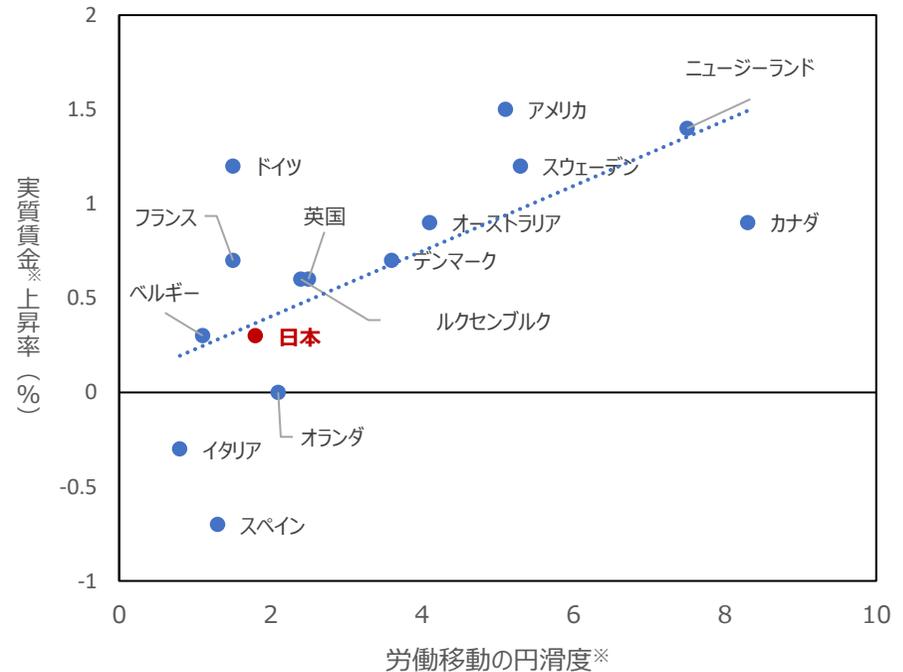
※ 1) 経済・雇用政策を講じ、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展する場合

※ 2) 一人当たりゼロ成長に近い経済状況のもと、労働参加が2022年と同水準で推移した場合

産業別就業者数の実績と今後の見通し



労働移動の円滑度と実質賃金上昇率



※労働移動の円滑度は、失業期間1年未満の失業者数/失業期間1年以上の失業者数で算出。賃金は年収ベース。

(注1) OECD.Statにより作成。(注2) 2010~21年の平均値。

出所)「産業別就業者数の実績と今後の見通し」については、労働政策研究・研修機構「2023年度版労働力需給の推計(速報)」に基づき作成。また、「労働移動の円滑度と実質賃金上昇率」については、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済2022-2023」(令和5年2月)。

- 構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げを実現するとともに、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創ることが重要。
- こうした考え方の下で、「①リ・スキリングによる能力向上支援」「②個々の企業の実態に応じた職務給の導入」「③成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を進めていく。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）】

（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、**人的資本こそ企業価値向上の鍵**である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、**構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく**。

◆「三位一体の労働市場改革」についての取組（R6 予算）

①リ・スキリングによる能力向上支援

- 教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による学び・学び直しの支援
- 在職時からの継続的なキャリアアップ支援
- 非正規雇用労働者等が働きながらも受講しやすいリ・スキリングの支援
- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」の開拓
- 労働者のリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等 等

②個々の企業の実態に応じた職務給の導入

- 職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報 等

③成長分野への労働移動の円滑化

- 成長分野等への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化
- 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化 等

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、リ・スキリング支援、成長分野への労働移動円滑化などを強化。
- 具体的には、①個人への直接支援を強化するため、「教育訓練給付」の受講費用に対する給付率の拡充、②労働者が生活費等に不安なく専念できるようにする「教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度」の創設、③成長分野への労働移動を円滑化するため、自己都合で離職した人がリ・スキリングに取り組んでいる場合の失業給付の給付制限の解除等を盛り込んでいる。

①教育訓練給付の拡充

- **専門実践教育訓練給付金**（中長期的キャリア形成の講座が対象）において、受講後に賃金が上昇した場合、**受講費用の10%を追加支給**
- **特定一般教育訓練給付金**（速やかな再就職及び早期のキャリア形成の講座が対象）において、資格取得し、就職等した場合、**受講費用の10%を追加支給**

【改正前後の支給率】

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	→ 10%
追加給付② (賃金上昇)	→ 10%	-
最大給付率	70% → 80%	40% → 50%

【対象資格・講座の例】

専門実践教育訓練給付金
・医療・社会福祉等の専門資格 (看護師、介護福祉士等)
・デジタル関連技術の習得講座
・専門職大学院 等
特定一般教育訓練給付金
・運転免許関係（大型第一種免許等）
・医療・社会福祉等の講座 (介護職員初任者研修等) 等

②教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設

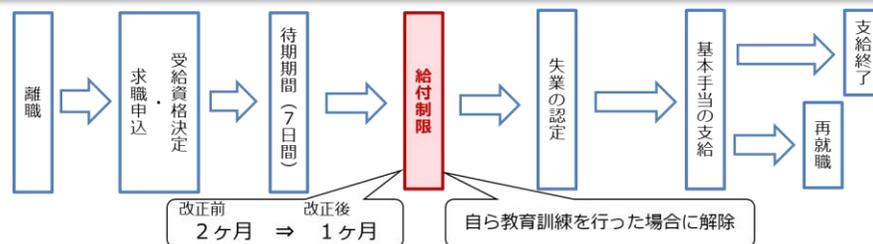
- **雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設**
- **雇用保険の被保険者ではない者に対し、教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度を創設**

	教育訓練休暇給付金	新たな融資制度
対象者	雇用保険被保険者	対象者 雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用されることを目指すフリーランス等
支給要件	・教育訓練のための休暇を取得 ・被保険者期間が5年以上	融資対象 教育訓練費用及び生活費
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当と同額 ・給付日数は被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか	融資内容(※) 貸付上限：年間240万円 (最大2年間) 利率：年2%
		その他 教育訓練修了後に賃金が上昇した場合は残債務の一部免除

(※)現時点での想定

③自己都合離職者の給付制限の見直し

- 原則の給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月へ短縮（ただし、5年間で3回以上の正当な理由のない自己都合離職の場合は3ヶ月）
- 離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合は、給付制限を解除



- 企業が従業員に支払う休業手当等の一部を国が助成する雇用調整助成金について、**在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするための見直しを実施。**
- 具体的には、30日を超えて従業員を休業させた場合に、一定の教育訓練を行わなければ、現在と同じ水準の助成金を受け取れないようにする助成率の見直し等を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版
(令和5年6月16日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」
(4) リ・スキリングによる能力向上支援

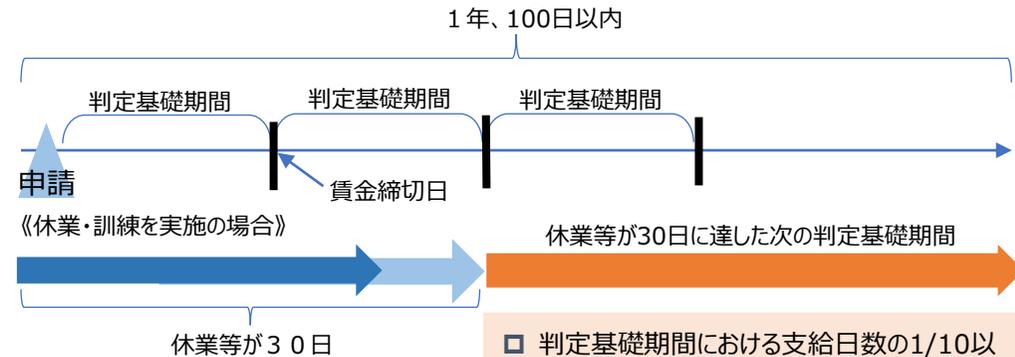
④雇用調整助成金の見直し

本制度は、リーマンショック、コロナ禍等の急激な経済情勢の悪化に対する雇用維持策として重要な役割を果たしたが、**助成が長期にわたり継続する場合、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるとの指摘もある。**

このため、**在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするよう、助成率等の見直しを行う。**教育訓練・休業による雇用調整の場合、給付期間は1年間で100日まで、3年間で150日までであるが、**例えば30日を超えるような雇用調整となる場合には、教育訓練を求めることを原則とし、例外的にその日以降に休業によって雇用調整を行う場合は助成率を引き下げる等の見直しを検討する。**

雇用調整助成金の見直し

- 教育訓練を選択してもらうよう、教育訓練を一定割合実施しない場合には、**現行の助成率（大企業1/2、中小企業2/3）について、大企業1/4、中小企業1/2に見直し。**
- **教育訓練を支給日数の1/5以上実施する場合には、加算額を通常の1,200円から1,800円に引き上げ。**



大企業1/2、中小企業2/3
加算 1,200円/人日

□ 判定基礎期間における支給日数の1/10以上訓練を実施した場合
大企業1/2、中小企業2/3
加算 1,200円/人日
(1/5以上の場合は1,800円/人日)

□ 上記以外の場合
大企業1/4、中小企業1/2

- 地球規模の気候変動問題への対応や、コロナ禍を経た産業構造の転換、経済安全保障環境の激化等を背景とし、各国において、経済への国家の関与が高まっている。

【EU】



● 次世代EU（20年）

- グリーン・デジタル移行支援として7,238億ユーロの復興・強靱化ファシリティ（RRF）【EU共同債発行により資金調達し、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張等により償還財源確保見込み。】

● 欧州CHIPS法（23年）

- 30年までに官民合計430億ユーロを半導体に投資【うち公的資金（EU予算等）の拠出分は111.5億ユーロ】

● EUバッテリー規則（23年）

- EU市場でのバッテリー製品の生産工程全てを対象とした規制の導入

【米国】



● インフレ抑制法（22年）

- エネルギー安全保障、気候変動対策として10年間で3690億ドル【大企業への課税等で財源確保。法律単体では歳入超過。】

● CHIPS・科学法（22年）

- 半導体関連設備投資等への公的支援として5年で527億ドル

● IPEF（インド太平洋経済枠組み）

- 供給網、グリーン経済、公正な経済、貿易円滑化の4本柱

● 半導体製品等の対中国輸出規制

【日本】



● GX基本方針（23年）

- 150兆円の官民投資（国の支援は20兆円規模）【GX経済移行債発行により資金調達し、化石燃料賦課金等により償還財源確保。】

● 半導体関連のための設備投資支援

● 経済安全保障推進法（22年）

- 重要物資の供給網の構築、基幹インフラの安全確保、先端技術の官民研究等

● 重要鉱物の安定確保（カナダ等）



米国：インフレ抑制法 (The Inflation Reduction Act of 2022) (8月)

産業政策

令和4年11月29日
財政制度等審議会
財政制度分科会 資料

- 2022年8月16日、米国史上最大の気候変動対策、税制改革等を盛り込んだ「2022年インフレ抑制法」が成立。
- 新規歳出は10年間で約4,370億ドル。大企業への課税強化等で財源を確保（本法律単体では、歳入超過）。

(令和4年8月16日時点)

主な措置

歳出【10年間で総額4,370億ドル規模】

- エネルギー安全保障・気候変動投資 **【3,690 億ドル】**
一 米国史上最大となる気候変動投資を通じ、2030年までに40%の炭素排出減に貢献
- 低所得層向け医療保険料引下げ措置の3年間延長 **【640 億ドル】**
- 米国西部の干ばつへの対応 **【40 億ドル】**

差 額 **【10年間で総額3,000億ドル規模】**

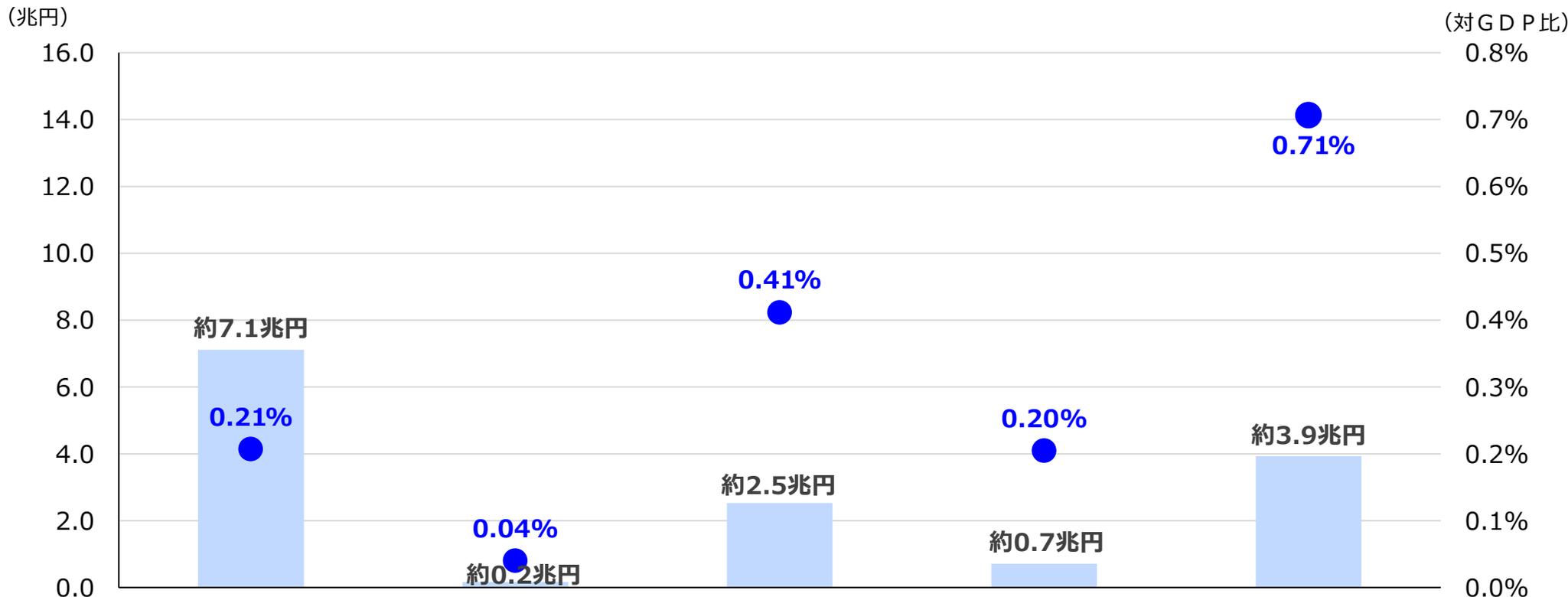
歳入【10年間で総額7,370億ドル規模】

- 年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税 **【2,220 億ドル】**
- 処方箋薬価改革 **【2,650 億ドル】**
- 内国歳入庁(IRS)の税務執行強化 **【1,240 億ドル】**
- 自社株買いに対する1%の課税 **【740 億ドル】**
- 事業損失の損益通算の制限を延長 **【520 億ドル】**

(出所) 上院民主党HP、CBO、JCT、報道等

半導体産業に対する支援

○ 戦略的な支援対象として、半導体産業に対して各国により財政支援が実施・表明されている。日本の支援規模は、その国力を前提とすれば、これら主要国と比較しても突出した水準となっている。



【CHIPS法】
 ・5年間で527億ドル
 ・資金援助、融資、債務保証
 (補助率：5%～15%)

【国家半導体戦略】
 ・10年間で10億ポンド

【個別企業支援額】
 ・IPCEI第1弾へ10億ユーロ、TSMCへ50億ユーロ、インテルへ99億ユーロ
 (補助率：27%、50%、33%)
 ※この他IPCEI第2弾への支援を検討中

【フランス2030(半導体)】
 ・5年間で54億ユーロ
 (補助率：38%)
 ※上記補助率は、STM・GFによる工場建設のケース

【個別企業支援額】
 ・3年間で3.9兆円
 ※別途、財投機関 (DBJ、JIC等) を通じた財政投融资も活用

(出所) OECD "Economic Outlook 113" (2023年6月7日)、各国政府HP、報道等

(注1) 支援額については、各国政府の支援額を当時の円にレート換算にしたもの。

(1USDドル=135円(2022.8)、1英ポンド=172円(2023.5)、1ユーロ=159円(【独】2023.8)、1ユーロ=132円(【仏】2021.10))

(注2) 対GDP比は、支援額を名目GDPで除して算出。各国の名目GDPは、2022年の値。

◆半導体関連予算の全体像

(単位：億円)

基金名	半導体の種類	R3補正	R4二次補正	R5補正	支援対象
従来型半導体等 (経済安保基金等)	マイコン、アナログ、製造装置、原料 (30nm台～)	470	3,686※1	5,754※3	ルネサス等
先端半導体 (先端半導体基金)	ロジック、メモリ (10～20nm台(産業用))	6,170	4,500	6,322	うち、TSMCへの支援 R3補正 : 4,760億円 R5補正等 : 7,320億円
次世代半導体 (ポスト5G基金)	次世代ロジック (2nm)	1,100	4,850※2	6,456※4	うち、ラピダスへの支援 R3補正 : 700億円 R4補正 : 2,600億円 R5補正 : 5,900億円
計		7,740	13,036	18,532	

※1 うち1,523億円はGX財源 ※2 うち750億円はGX財源 ※3 うち2,806億円はGX財源 ※4 うち281億円はGX財源

◆日米の支援スキーム

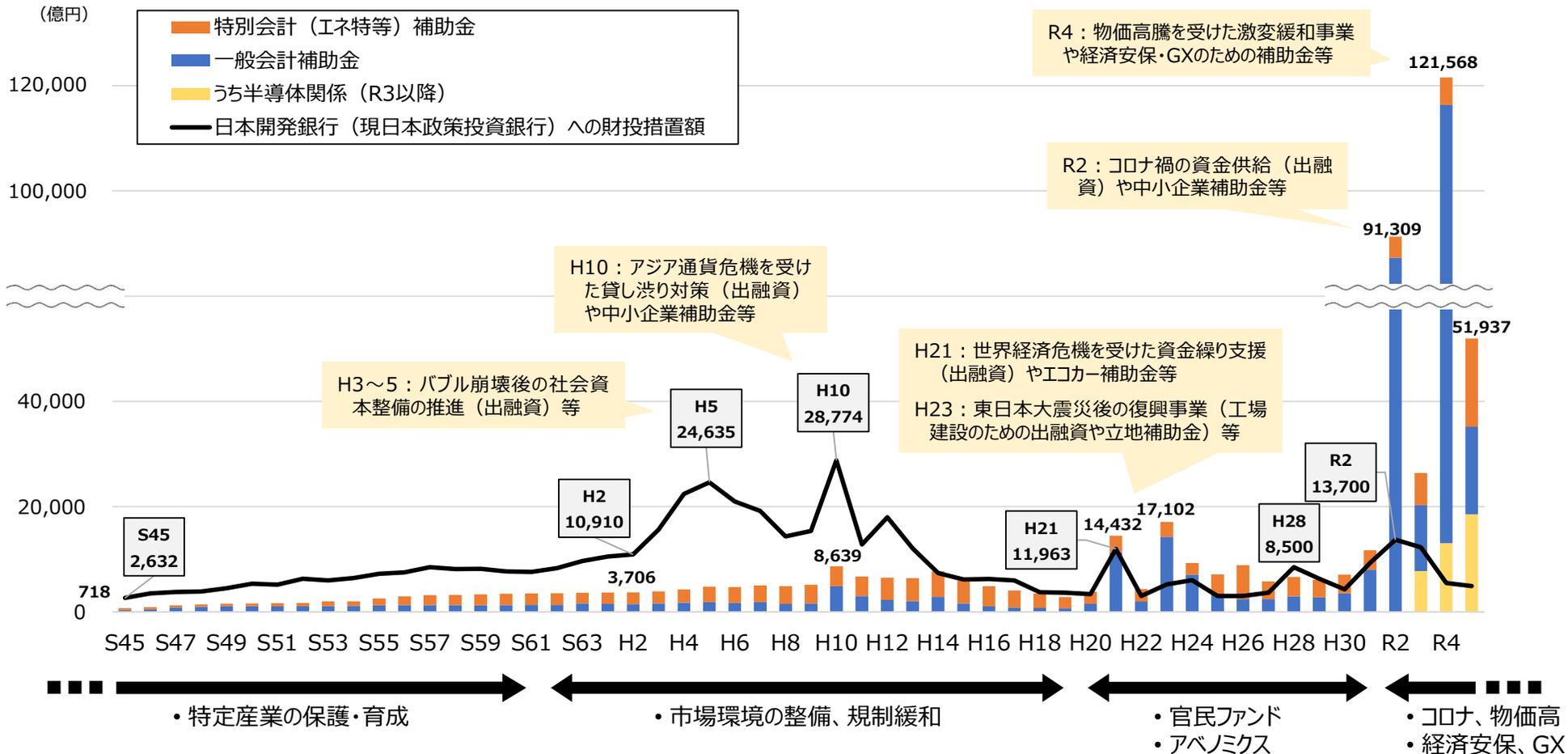
	支援額	支援対象	支援内容	主な条件(例)	申請・給付状況 (2024年3月時点)
米国	527億ドル (CHIPS基金への資金提供額)	半導体製造施設・装置／ 素材関連施設への投資、 研究開発施設への投資	プロジェクト総額の5～15%の 範囲内の直接資金援助 (融資・政府保証も含めれば総 額の35%以内)	・州・自治体から資金援助を得られる者 ・懸念国での半導体製造能力の拡張を伴う 重要な取引を10年間行わないこと ・政府と合意した収益見込みを大幅に超えた 場合は資金の一部を償還※	・620件以上の関心声明書の 提出 ・170件以上の事前申請・ 本申請 ・4件の支援決定(予備的 覚書に合意)
日本	3.9兆円 (予算措置 の合計額)	半導体製造施設・装置／ 素材関連施設への投資、 研究開発施設への投資	(先端半導体支援の例) 助成対象費用の総額に1/2 以内で経済産業省が指示する 助成率を乗じた金額内 (注)ラピダスは委託事業であり 大宗は国費	(先端半導体支援の例) ・10年以上の継続生産 ・需給逼迫時に増産に関する取組を行うこと	(先端半導体支援の例) ・6社認定済み

※1億5000万ドル超の直接的な資金援助を受ける者が対象

(出所) 各国政府HP、報道等 21

(参考) 産業政策関連補助金等の推移 (S45~R5)

○ これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年は経済安全保障やGXへの対応により、産業政策のフェーズに変化が見られる。



主な税制措置	特定産業の保護・育成	市場環境の整備、規制緩和	官民ファンド アベノミクス	コロナ、物価高 経済安保、GX
	<ul style="list-style-type: none"> 増加試験研究費の税額控除創設 (S42) エネルギー・中小企業関係の投資促進税制 (S53~) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率引下げと課税ベース拡大の税構造改革 (H10) 研究開発税制の拡充(総額型の創設) (H15) 欠損金繰越控除期間の延長 (H16) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ促進税制の創設 (H25) 成長志向の法人税改革(法人税率引下げと課税ベース拡大) (H27, 28) 	<ul style="list-style-type: none"> DX・CN投資促進税制の創設 (R3) 戦略分野国内生産促進税制の創設 (R6)

(出所) 財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等

(注) 一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資と産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

- 産業の空洞化、地政学的競争等への対応のため、政府主導による産業育成や同志国との連携強化等が求められるとの主張の一方、自由貿易や市場競争の歪曲、世界経済の分断に繋がるとの指摘もある。

- 歪曲的な補助金の増大は、貿易と投資の流れを変え、関税やその他市場にアクセスに関する約束の価値を損ない、自由貿易に対する国民の支持を失う。
- 良い補助金と悪い補助金を区別することは困難であり、戦略的セクター振興に向けた産業政策への新たな動きは、国際競争を歪め、特に小規模で財政的制約のある発展途上国に対して不利に働く。

補助金、貿易、国際協力に関する報告書（22年4月）



クリスティーヌ・ラガルド
ECB総裁



サプライチェーン強靱化に向けた産業政策の拡大などの動きは、世界経済を断片化させ、インフレや経済減速に繋がる。

23年4月、ニューヨークにおける講演

- 戦後、米が主導する国際秩序（ワシントン・コンセンサス）は、市場メカニズムに基づく経済成長、貧困削減や技術革新に貢献。しかし、産業の空洞化、非市場経済国との地政学的競争、気候変動問題、格差の拡大と民主主義への損害の4つの課題に直面。
- 米国内に新たな産業基盤（modern American industrial strategy）を築き、経済成長の基盤となり安全保障上重要なセクターにおいて、政府主導で産業育成を行う戦略が必要。

23年4月、ブルッキングス研究所における講演



ジェイク・サリバン
米大統領補佐官



ジャン・ティロール
仏EHESS教授
(2014年ノーベル経済学賞受賞)

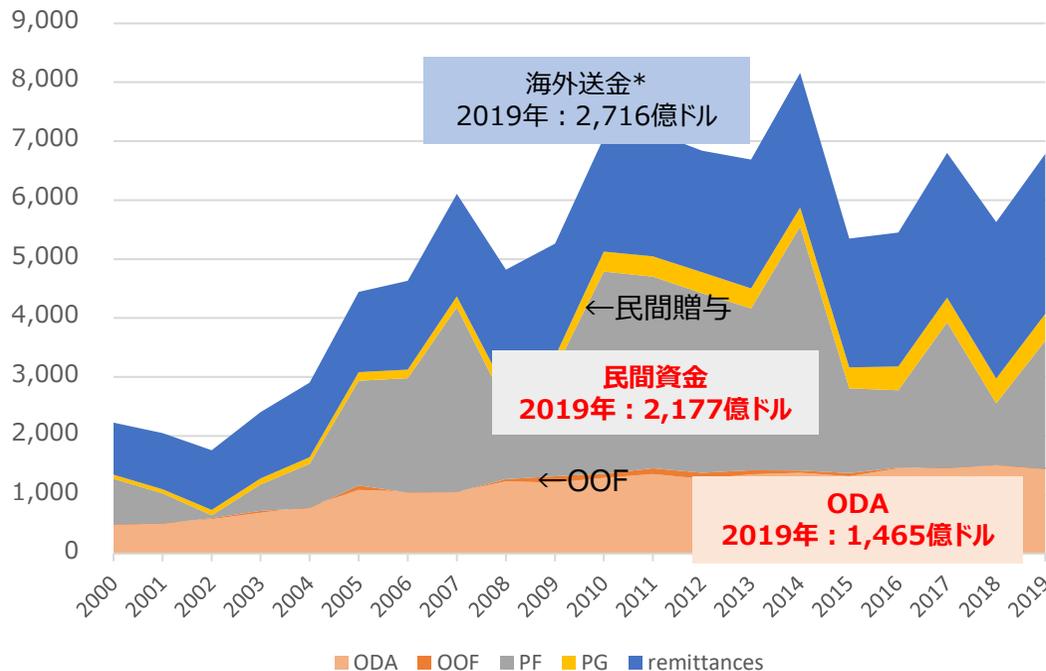
たしかに、生まれたばかりの技術に補助金を出して「呼び水式経済政策を実施する」のは経済学的には理にかなっていないかもしれない。問題は、補助金が必要ない状況になっても、いつまでもおねだりを続けるようになることだ。この点では、民間の資金調達に委ねておくほうが賢いと言える。投資のリターンが十分に上がらないと見極めがいたら、彼らはさっさと資金を引き揚げ、もっと有望な用途に回す。

良き社会のための経済学（2018年）

- **【外交予算】** 外務省予算については厳しい国際情勢を踏まえ、R6予算とR5補正を合わせて1兆円台を措置。このうちODA予算については、令和6年度予算の編成等に関する建議等でも指摘があったように、**戦略的な活用や民間資金等との連携が重要**。R6予算においても、**日本の強みを生かしたオファー型協力など、民間企業等と連携した効果的なODAに重点的に措置**。
- **【ODAを取り巻く環境】** **SDGs達成のための資金ギャップが拡大・多様化**していると言われる中で、民間企業がサステナブルファイナンスの推進に積極的になっていることを踏まえ、ODAについても、既存ODAの執行における見直しとあわせて、**民間資金の動員等による効果の最大化について検討**していくことが重要。

◆先進国から途上国への資金フロー（名目値）

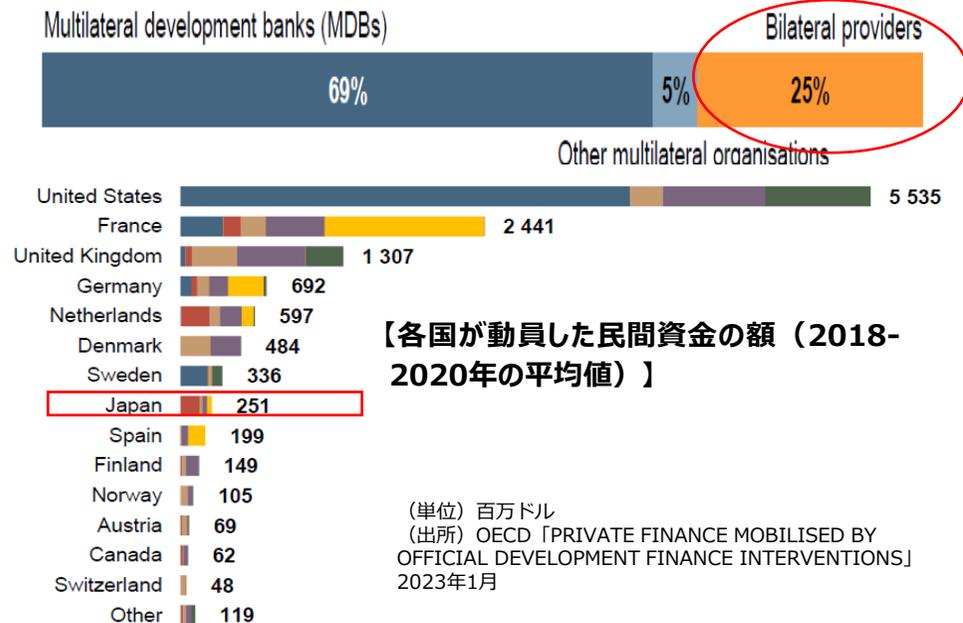
途上国への資金フローは過去20年で約3倍に拡大。その間民間資金の割合が拡大し、ODAの割合は、足下2-3割程度で推移。



◆公的資金によって動員された民間資金の状況

公的資金により動員された民間資金額を見ると、4分の3は国際機関によって動員されたもの。残りの4分の1は二国間支援によるものであり、うち日本が動員している民間資金額は、米、英、仏、北欧諸国等に次いで8番目。

【2018-2020年に動員された民間資金の割合、動員機関別】



【各国が動員した民間資金の額（2018-2020年の平均値）】

(単位) 百万ドル
(出所) OECD [PRIVATE FINANCE MOBILISED BY OFFICIAL DEVELOPMENT FINANCE INTERVENTIONS] 2023年1月

(出所) 海外送金：世界銀行、その他はDAC統計【外務省資料をもとに掲載】
* 海外送金は、先進国から途上国への資金フローに限定するデータが存在しておらず、先進国（OECD加盟国）から世界全体へのOut flowの総額を計上していることに留意。

◆ ODAにおける民間資金を巡る外務省の議論の状況

- 外務省においても「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を開催し、ODAの在り方について議論。具体的には、公的資金と民間資金を組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等、民間資金動員のための触媒としてODAを活用する方策等について議論（その他寄付金等の議論も実施）。

◆ 今後のODA予算の議論について

- 国際社会における複合危機克服のために、あらゆる資金を動員することが重要であり、世界的な潮流も踏まえ、**ODAを触媒とした新たな資金動員の検討は意義深い**。既存のODA予算との関係にも留意しつつ、開発効果も**最大化することが重要**。また、仮にODAを民間資金動員に活用する場合、**民間資金で実施できる案件とのすみわけ、不要なものにまでODAを投入するといったモラルハザードの防止が必要**ではないか。
- 同時に、**既存のODA予算についても、依然として外交の重要なツールである一方、より効率的な活用がなされるよう不断の見直しが重要**。2023年財政制度等審議会において、JICA内の繰越金について指摘があったが、現状、
 - ✓ 無償資金協力について、案件の進捗状況によりJICA内に未使用資金が発生する点については、引き続き執行の促進を図るとともに、相手国事情で執行できない場合には相手国との間で案件の終了に向けた手続きをとってJICA内の繰越金の返納を行う。このため、将来的には、期限内の執行の一層の徹底を図るべく**国際約束及び各契約書のひな型の改定についても検討する等、執行の改善を行う**、
 - ✓ JICA運営費交付金についても、コロナ禍の影響も受けていた当初予算の繰越金は足下減少しており、**引き続き着実な執行を予定**、

といった状況であり、今後もこういった取組を持続的に行っていくことが有益。

まとめ

【労働】

- 構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げを実現するため、「①リ・スキリングによる能力向上支援」「②個々の企業の実態に応じた職務給の導入」「③成長分野への労働移動の円滑化」という「**三位一体の労働市場改革**」を推進していく必要。
- こうした観点から、国会に提出した「雇用保険法等の一部を改正する法律案」により、**リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野への労働移動円滑化等を強化することは重要**。あわせて、**雇用調整助成金**について、在職者によるリ・スキリングを強化するため、**休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするための見直し**を行っている。

【産業政策】

- 気候変動問題への対応や、コロナ禍を経た産業構造の転換、経済安全保障環境の激化等を背景に、各国において経済への国家の関与が高まっている中で、例えば半導体産業に対する支援については、**日本もその国力を前提とすれば、主要国と比較して突出した規模で取り組んでいるが、今後は必要な財源も一体で中長期的な戦略を描くことで、民間における予見可能性をより高めるべきではないか**。
- 政府主導の産業政策の在り方について、産業の空洞化等への対応のために必要との意見がある一方、自由貿易や市場競争の歪曲、世界経済の分断につながる等の指摘がある。産業政策を行うに当たってはこうした点に留意しつつ、**企業の貯蓄の状況も踏まえ、出融資の活用も含め、官民のリスク分担の適切な在り方や産業政策のフェーズの変化を常に意識し、政府の関与の在り方を不断に見直していくことが必要ではないか**。

【ODA】

- **ODAについて、戦略的な活用や民間資金との連携が今後より一層重要**。R6予算においても、日本の強みを生かしたオファー型協力など、民間企業等と連携した効果的なODAに重点的に措置。今後、**民間資金の動員等による効果の最大化について検討していくことが重要**。
- 仮にODAを民間資金動員に活用する場合、民間資金で実施できる案件とのすみわけ、不要なものにまでODAを投入するといった**モラルハザードの防止が必要**。既存のODA予算についても、**依然として外交の重要なツールである一方、より効率的な活用がなされるよう不断の見直しが重要**。

1. 日本の現状と財政のあり方

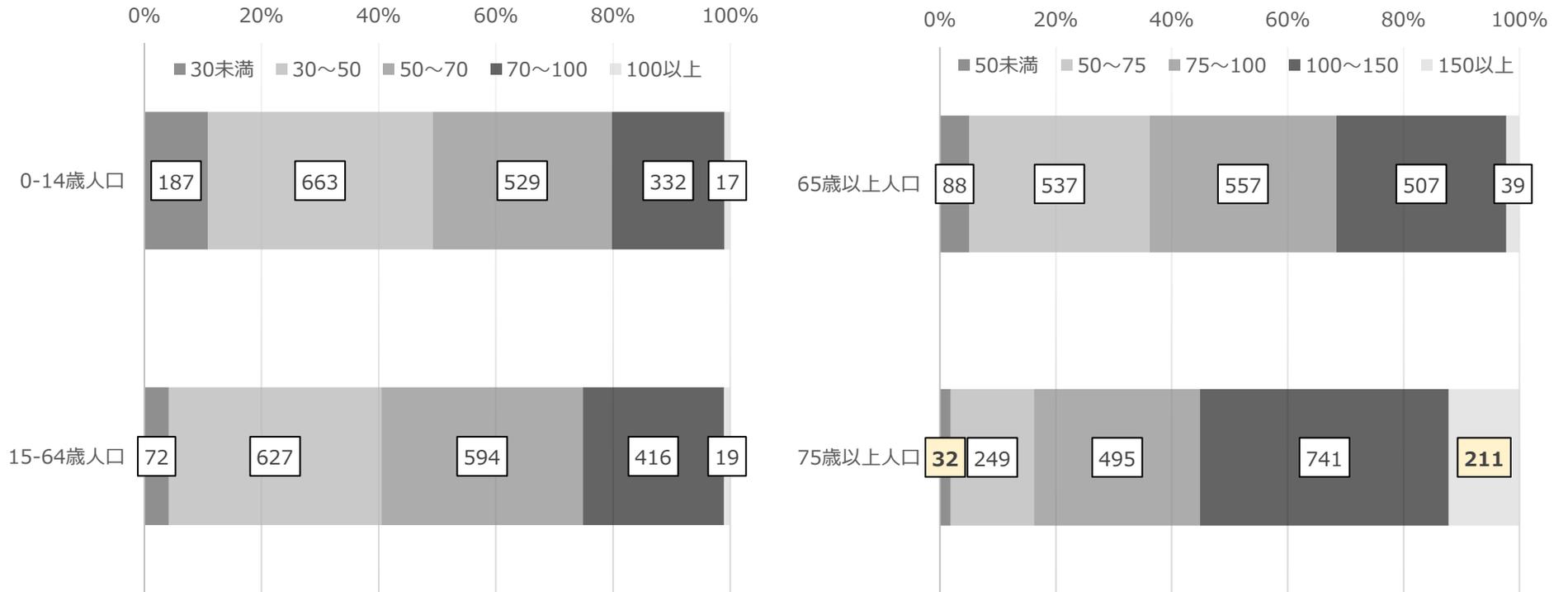
2. 成長等

3. 人口・地域

市区町村別の人口の見通しについて

- 市区町村別の将来推計人口によれば、2050年時点において、例えば75歳以上人口が2020年と比較して1.5倍以上となる市区町村数は211と見込まれる一方で、0.5倍未満となる市区町村数は32と見込まれるなど、今後の人口構成の変化は、市区町村によって大きく異なる見通し。
- 地域の状況を一律に捉えるのではなく、各々の地域の状況に応じて、持続可能なシステムのあり方を検討していくことが必要。

2050年時点における指数別市区町村数
(2020年の各年齢階級別人口 = 100とした場合)

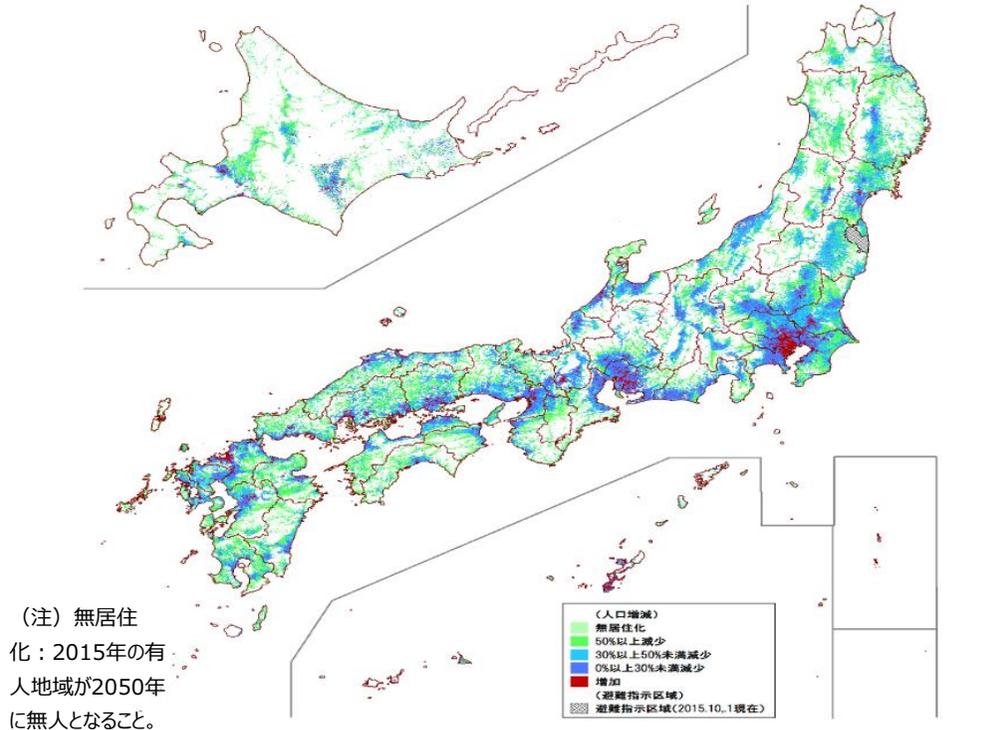


市区町村数の総計 = 1,728

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

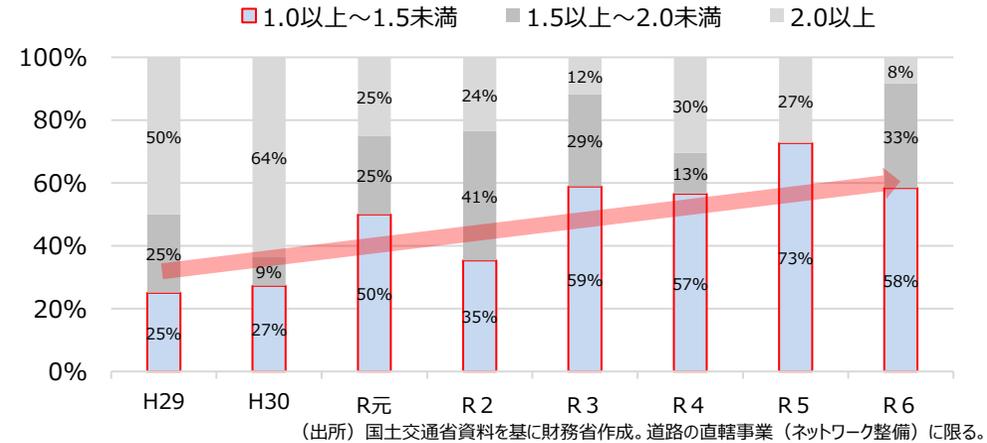
- 人口減少が進む中、**2050年には8割の地域で人口が30%以上減少し、約2割の地域で無居住化**するとの推計もある。
- こうした中、インフラ整備の事業評価（B/C：費用便益分析）を見ると、例えば**道路の新規事業でB/Cの比較的低い事業が増加傾向**。また、事業化後に再評価（原則5年毎）等を行った際に、**B/Cが1.0を切るまで低下する事業も少なくない**。
- 今後の社会資本整備にあたっては、今後の人口動態も見据え、**将来世代にも受益が及ぶ事業に一層の重点化を図る必要**。

◆ 人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）2015年⇒2050年

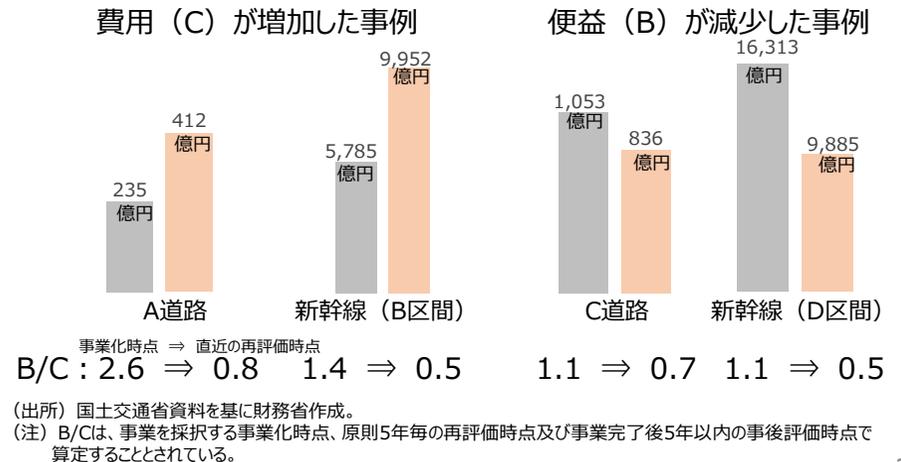


全国の約8割の地域で人口が30%以上減少

◆ 道路の新規事業のB/C

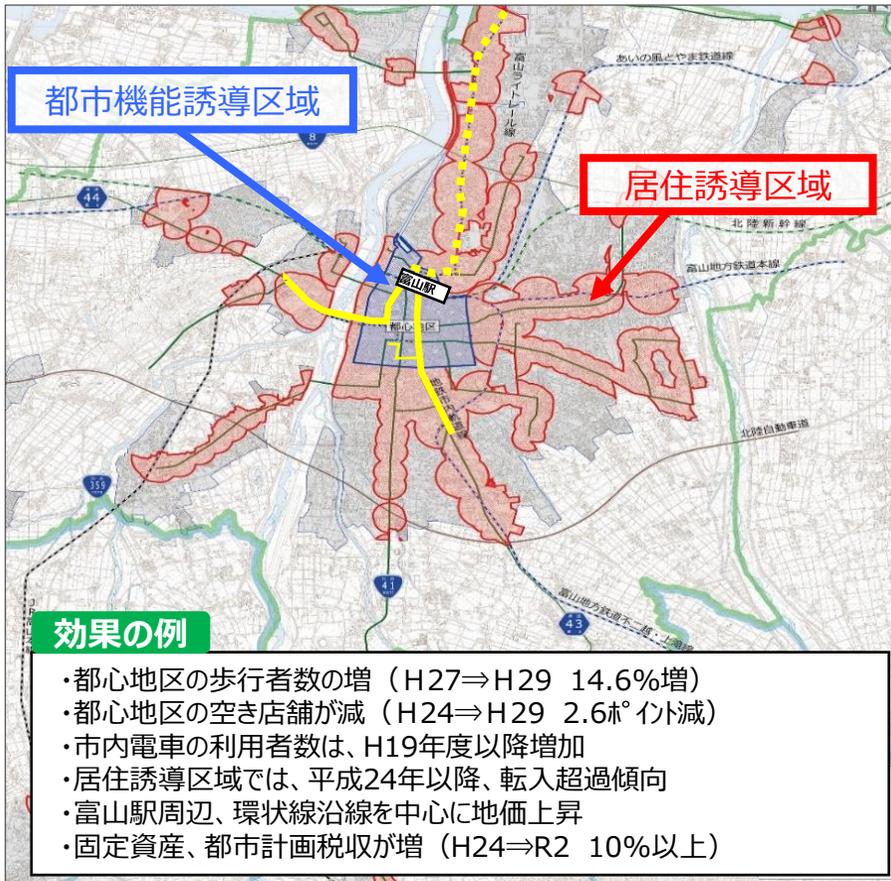


◆ 事業化後の再評価等でB/Cが低下した事業の例



- 人口減少社会を見据えれば、コンパクトなまちづくりを前提にインフラ整備を進めることが必須。まちのコンパクト化により、行政サービスや地域コミュニティの維持、地域公共交通の利用増等につながり、まちの生産性や持続可能性を高める可能性。
- さらに、局所的なまちのコンパクト化と併せて、今後の人口減少の中で、国土全体を見渡しながらか、例えば、どの地域にどの程度の人口があれば国土全体として持続的な成長性を高めることにつながるか、といった観点も含め、マクロな視点での国土のグランドデザインを具体的に描いていくことも検討すべきではないか。

◆ コンパクトなまちづくりによる効果（富山市の例）



（出所）国土交通省「都市計画基本問題小委員会」（R4.9.20）を基に財務省作成。

◆ マクロな視点での国土のグランドデザインの必要性

✓ 「第三次国土形成計画」における国土の在り方の方向性

- 「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、**国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等**に関する国土構造の基本構想として、**東京一極集中の是正を図り、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指す。**
- （中略）**多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図り**つつ、周辺との水平的、階層間の垂直的、デジタルを活用した場所や時間の制約を克服する多面的なネットワーク化により、（中略）**シームレスにつながり合う拠点連結型国土の形成**を通じて、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現につなげる。

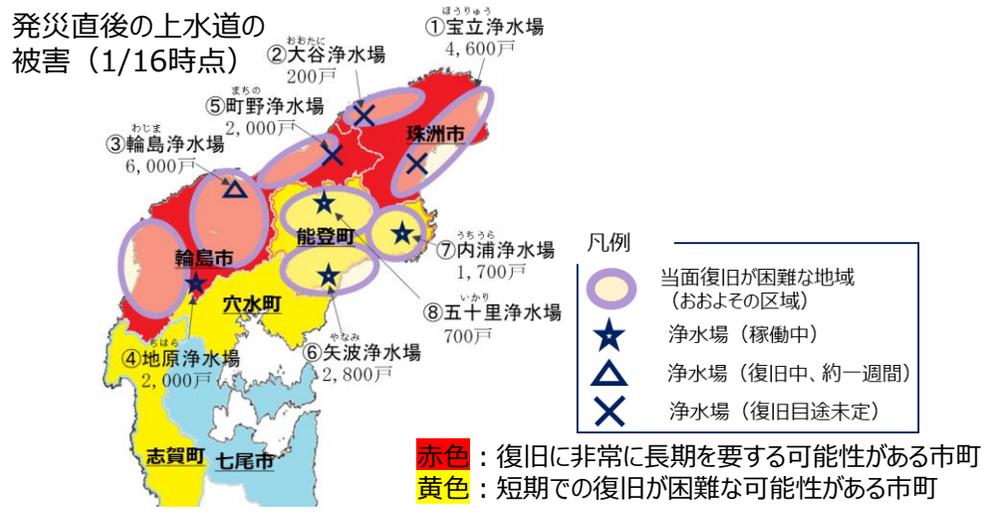
（出所）国土交通省「第三次国土形成計画（全国計画）」（R5.7.28閣議決定）



今後の人口減少の中で、例えば、どの地域にどの程度の人口があれば、国土全体として持続的な成長性を高めることにつながるか、といった観点も含めて、マクロな視点での国土のグランドデザインを描く必要。

- 能登半島地震により、道路、港湾、上下水道などの様々な公共インフラに甚大な被害が発生。今後、国による直轄権限代行なども活用しながら機動的に復旧・復興を進めていく必要。
- 上記の観点を踏まえた上で、今後の復旧・復興にあたっては、過去の災害における事例も教訓に、被災地の多くが人口減少局面にある中、将来の需要減少や、維持管理コストも念頭に置きながら、住民の方々の意向を踏まえつつ、**集約的なまちづくりやインフラ整備の在り方も含めて、十分な検討が必要**ではないか。

◆ 能登半島地震における主な被害の例



のと里山海道 (別所岳SA~横田IC) の道路崩落



鹿磯漁港における隆起



◆ 過去の災害における事例

(東日本大震災後の土地区画整理事業により整備した土地の活用状況)

土地区画整理事業により整備した土地については、全体として平均7割程度が利用されている一方、利用が低調な事業も散見される。

	土地区画整理事業の概要	事業費	供給面積	活用面積	活用状況
A県a地区	商業・業務地として都市基盤を整備 <small>* 施行完了は、R3年3月。</small>	3億円	4ha	0ha	0%
B県b地区	安全な住宅地の確保 (高台整備、高上げ等)	878億円	33ha	11ha	35%
B県c地区	安全な住宅地の確保 (高台整備、高上げ等)	757億円	85ha	35ha	41%
B県d地区	商業・業務地として都市基盤を整備	54億円	10ha	4ha	43%
被災3県全体 (65地区)		6,562億円	1,009ha	745ha	74%

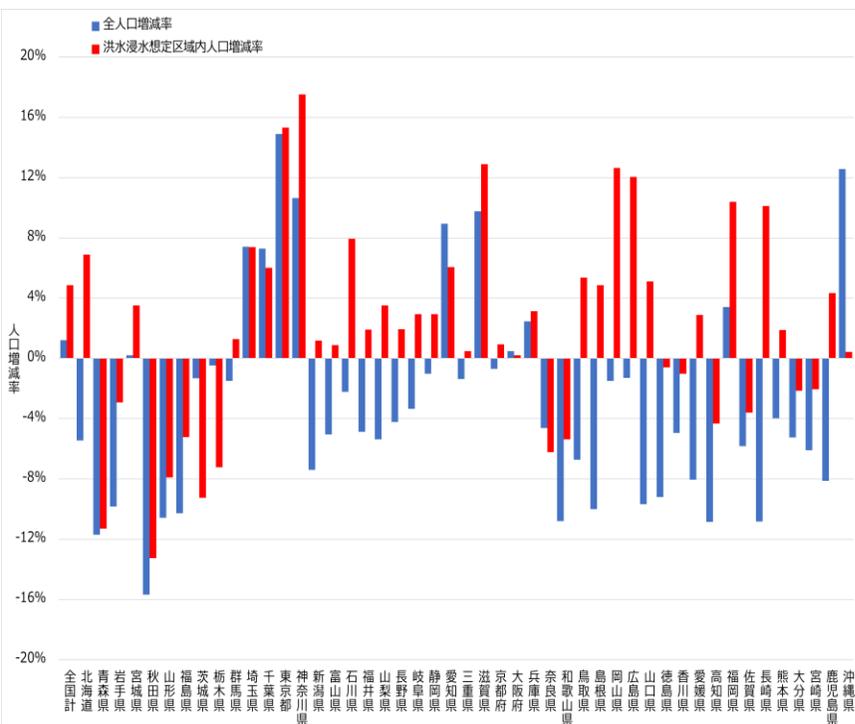
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

(注) 東日本大震災からの復興に係る土地区画整理事業における土地活用状況を集計 (令和5年12月末)。

- 近年の大雨による被害など様々な災害リスクが顕在化しているが、人口減少が進んでいる地域であっても、**災害リスクの高いエリアにおいて人口が増加するといった状況**にある。
- 防災・減災効果を効率的に高めるため、災害の危険性の高い地域への住宅支援の引下げや、土地利用規制の導入と組み合わせた治水対策など、**ハード整備のみならず土地利用規制の強化も含めたソフト対策を一体的に進める必要**。

◆ 都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率 (平成7年 → 平成27年)

32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加
うち 21の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加
6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加



(出所) 令和4年4月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋。
(注) 洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成7年と平成27年の人口を比較して算出。

◆ 土地利用規制を組み合わせた防災・減災対策の例

災害の危険性の高い地域への住宅支援の引下げ

- 新築住宅に対する支援：「子育てエコホーム支援事業」

※令和6年度予算：400億円
(令和5年度補正予算：2,100億円)

対象住宅	支援額
長期優良住宅の新築	100万円/戸
ZEH住宅の新築	80万円/戸

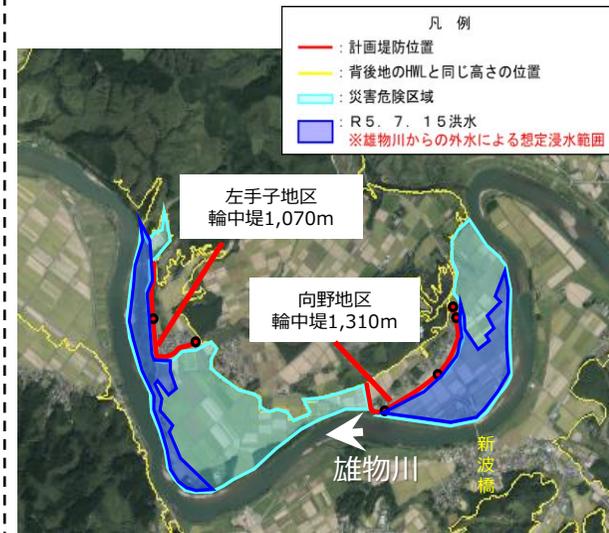
市街化調整区域かつ災害イエローゾーン（洪水浸水想定3m以上の区域等）については支援額を半額とする。

- ※ 他の住宅支援事業についても、同様に災害の危険性の高い地域については新築への支援額を半額

土地利用規制の導入と組み合わせた治水対策等

- **土地利用規制（災害危険区域の設定など）と組み合わせることで、時間を短縮し、コストを効率化させる治水対策に対し、優先的に予算を配分。**

※雄物川の例：土地利用規制を導入 + 浸水エリア内集落を輪中堤で対策



- 能登半島地震においては、土砂災害で倒壊・流出した建物のうち85%が、土砂災害が発生した場合に住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められる土砂災害警戒区域内。災害リスクの高い地域で被害が発生していることから、特に新規立地については、**安全な地域への居住をより促していく必要があるのではないか。**
- また、今回の震災では液状化による被害が広範囲に見られる中で、地域によっては液状化のリスクマップが作成されるなどリスクの認識を促す工夫も見られる。他方で、**液状化リスクの高い区域における土地利用を規制する仕組みは現状無い。**

◆ 土砂災害の被害の多くは土砂災害警戒区域内で発生 (能登半島)



(注) 白線が今回の調査範囲。黄色着色箇所が土砂災害警戒区域であり、赤丸が警戒区域範囲内における土砂災害の被害箇所（後述する29か所）。

「能登半島地震 土砂災害の被害分析“危険エリア”で被害相次ぐ」
(令和6年1月22日 NHK報道) (概要)

- ✓ 国土地理院の解析では、今回の地震によって能登半島の2,300か所以上で土砂が崩落。
- ✓ 静岡大学防災総合センターの牛山素行教授が空中写真などをもとに詳しく分析した結果、土砂災害で倒壊したり流失したりした建物は少なくとも34か所にのぼり、このうち85%にあたる29か所は、**住民の命などに危害が生じるおそれがある「土砂災害警戒区域」内だったことがわかった。**
- ✓ このうち特に危険性の高い特別警戒区域内にあった珠洲市仁江町の現場では裏山が崩れて複数の人が亡くなった。

◆ 液状化しやすさマップと液状化被害の発生状況 (X市)



液状化被害の発生区域

液状化しやすさレベル

- 危険度 4：液状化の可能性が高い
- 危険度 3：液状化の可能性がある
- 危険度 2：液状化の可能性が低い
- 危険度 1：液状化の可能性が非常に低い
- 危険度 0：液状化判定対象外地形

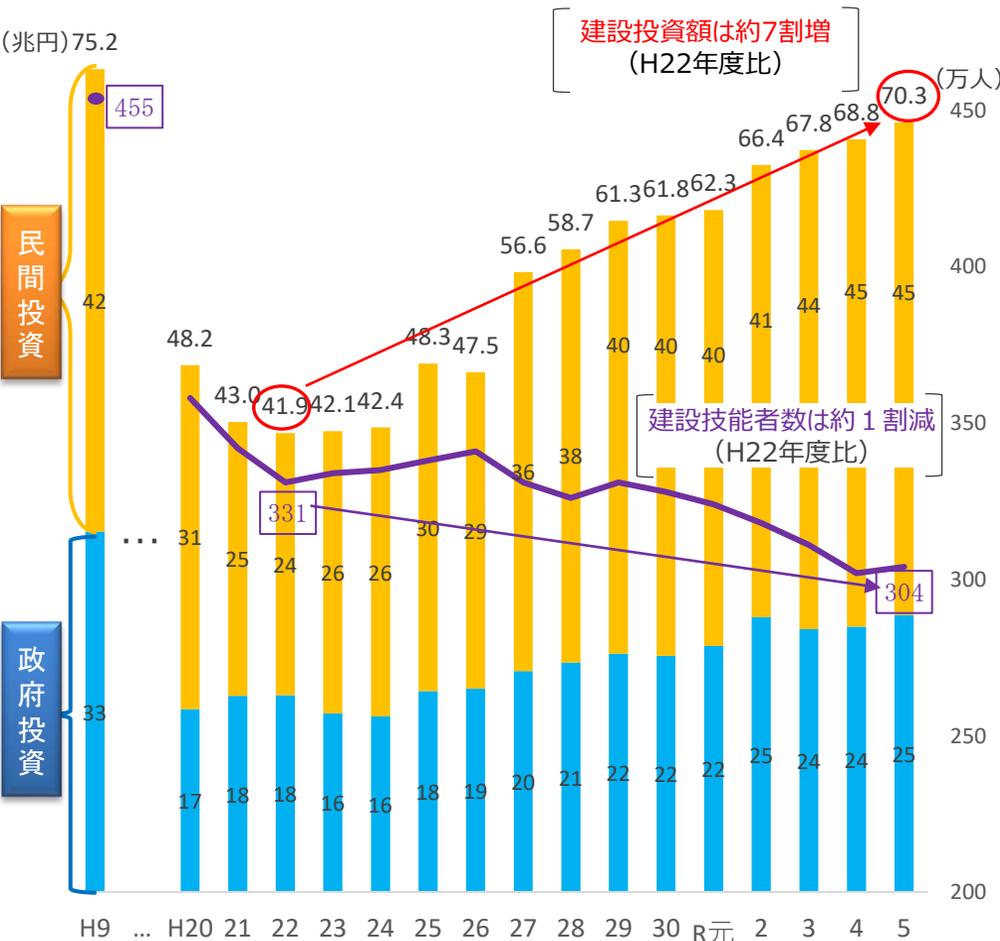
- ✓ X市については、地形、地盤等の情報を基にした液状化しやすさレベルが判定されたマップが作成・公表されている。
- ✓ 今回、**危険度4又は3と判定されていた地域において、液状化の被害が多く発生。**

(出所) 国土交通省北陸地方整備局「液状化しやすさマップ」等

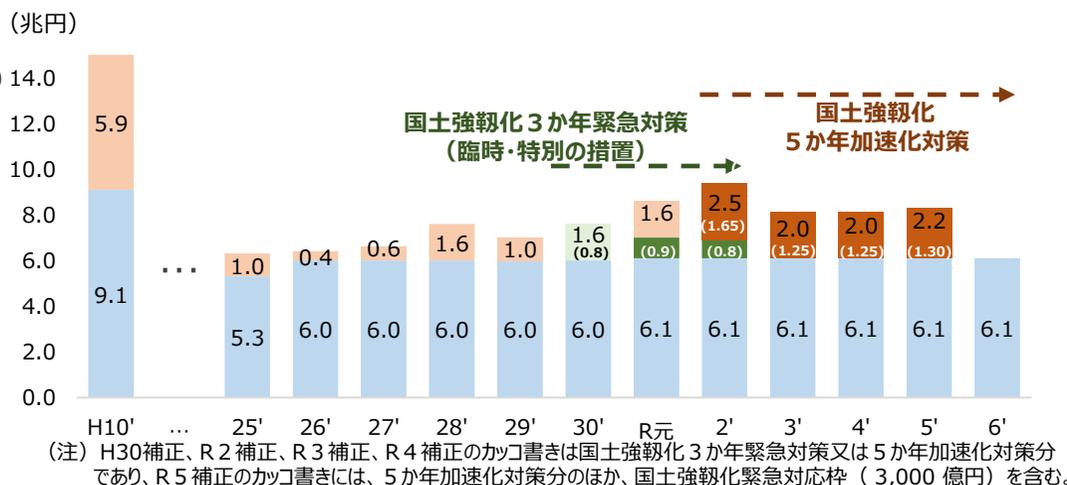
建設業の人手不足について

- 近年、建設投資額が民間・政府ともに増加傾向にある中、**建設業の就業者数は減少傾向が続いており、建設業の人手不足が懸念**されている。
- こうした中、近年、「防災・減災、国土強靱化」等への対応により**公共事業関係費の予算規模が増加傾向**にあるとともに、**公共工事の設計労務単価が引き上げられてきたが、今後、このような公共事業の諸施策の結果として、民間工事の円滑な施工に影響を及ぼすといったクラウドイングアウトを引き起こすことのないよう留意が必要**。

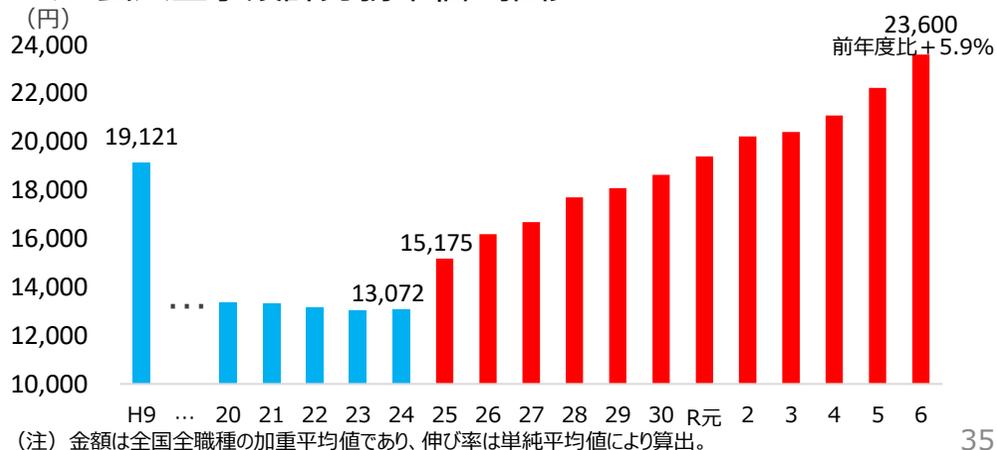
◆ 建設投資額と建設技能者数の推移



◆ 近年の公共事業関係費の措置状況



◆ 公共工事設計労務単価の推移

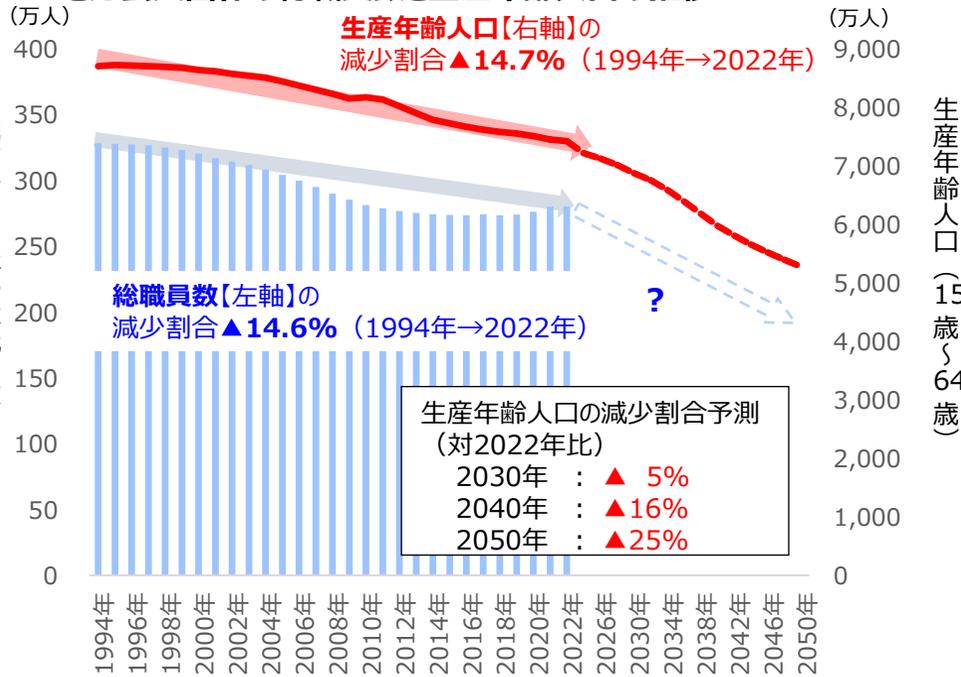


(出所) 国土交通省「建設投資見通し」(投資額は令和2年度まで実績、令和3年度・令和4年度は見込み、令和5年度は見通し)、総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出。

- 人口減少が進む中、**今後の社会資本整備にあたっては、将来世代にも受益が及ぶ事業に一層の重点化を図る必要**。また、**コンパクトなまちづくりを前提にインフラ整備を進めるとともに、国土全体として持続的な成長力をいかに高めるかといったマクロな視点での国土のグランドデザインを描く必要**。
- **能登半島地震からの今後の復旧・復興にあたっては、過去の災害における事例も教訓に、将来の需要減少や維持管理コストも念頭に置きながら、住民の方々の意向を踏まえつつ、集約的なまちづくりやインフラ整備の在り方も含めて、十分な検討が必要**。
- 人口減少が進んでいる地域であっても、災害リスクの高いエリアにおいて人口が増加。**防災・減災効果を高めるため、ハード整備のみならず土地利用規制の強化も含めたソフト対策を一体的に進める必要**。能登半島地震も教訓にしつつ、特に**新規立地については、安全な地域への居住をより促していく必要**。
- **建設業就業者数の減少傾向が続く中、公共事業の予算規模の増加や公共工事設計労務単価の引上げといった諸施策の結果として、民間工事の円滑な施工に支障を及ぼすといったクラウドニングアウトを引き起こすことのないよう留意が必要**。

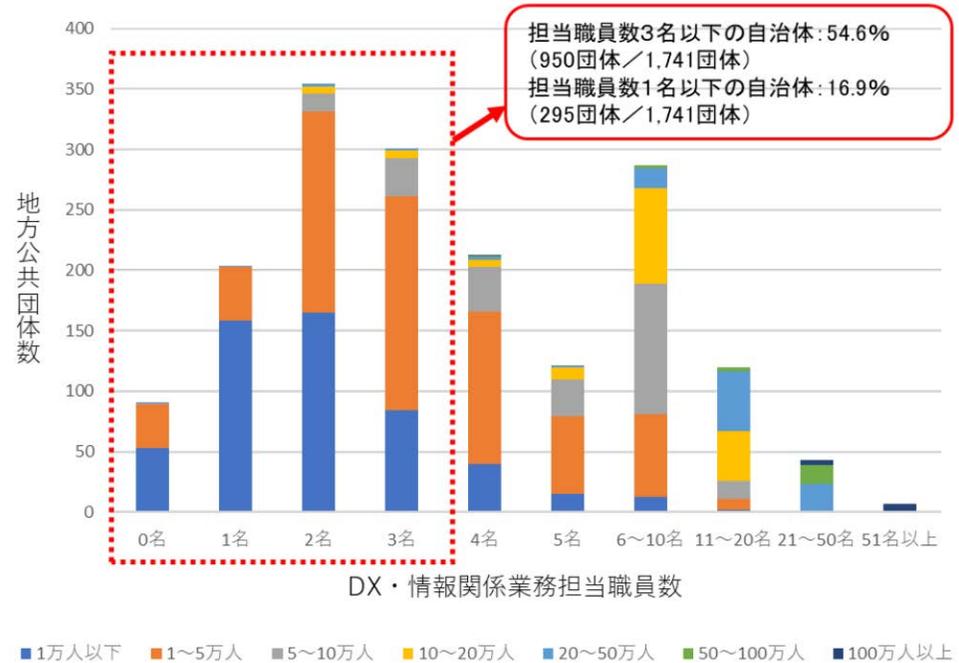
- 2050年までの間に生産年齢人口は25%減少。特に、4大都市圏以外の都道府県での減少ペースは顕著。
- 今後、自治体職員の確保は困難になるとの見通しも有る。既に、地域や職種によって定員割れが見られ始めているなか、少ない職員数で、十分な公共サービスの提供を維持するためには、行政の合理化、効率化が急務。
- 情報システム部門については、担当者が3名以下の自治体が55%。必要な業務に重点化した上で、システムの統一・共通化等も図りながら、行政の効率化・コストの抑制に努めていく必要があるが、システムを整備運用する際は、受益に応じて適切に費用を分担すべき。

◆ 地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」をもとに作成。
 (注) 2022年度までは実績ベース、2023年度以降は将来推計をベースとしている。

≪ (人口規模別) DX・情報関係業務担当職員数 ≫



(出所) 第4回デジタル行政改革会議

◆ 「都道府県職員 採用難」(毎日新聞: 2024年1月16日付(抄))

- ・ 47都道府県が2023年度に実施した職員採用試験で、採用予定数を満たす合格者を全ての職種区分で確保できたのは大阪府と兵庫県にとどまり、**45都道府県で「採用予定数割れ」が生じていた**ことが、毎日新聞のアンケートで判明した。特に土木などの技術・専門職で目立っている。(略) 自治体ごとに行政職や技術・専門職などの採用区分は異なるが、全ての都道府県が直近5年で「採用予定数割れとなった区分があった」と回答した。
- ・ 採用が難しい職種区分を複数選択で尋ねたところ、土木、獣医、林業、建築、電気などが多かった。10自治体は一般行政職の採用も厳しくなっていると答えた。(略) **39道府県は「現時点で影響は無いが、今後影響が出る懸念がある」とこたえ、「影響はない」は4県にとどまった。**

- 人口減少局面において人手不足が深刻化する中で、行政サービスを国民に提供し続けるために、**デジタルの力も活用して、行政の効率化を図っていく必要。**
- 利便性の向上、行政効率化等に繋がる投資の原資とするためにも、情報システムの運用等経費を削減する必要があり、政府は目標を設定しているが、**情報システム経費の総額は著しく増加。**
- まずは約1,300の各システムの内容と経費について一覧性をもって明らかにするとともに、更改や新規整備の際には、システムの統合・共通化を行うと共に、**投資対効果を検証した上で、真に行政の効率化に繋がる予算措置を行うべき。**

◆政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について

(令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議) (抄)

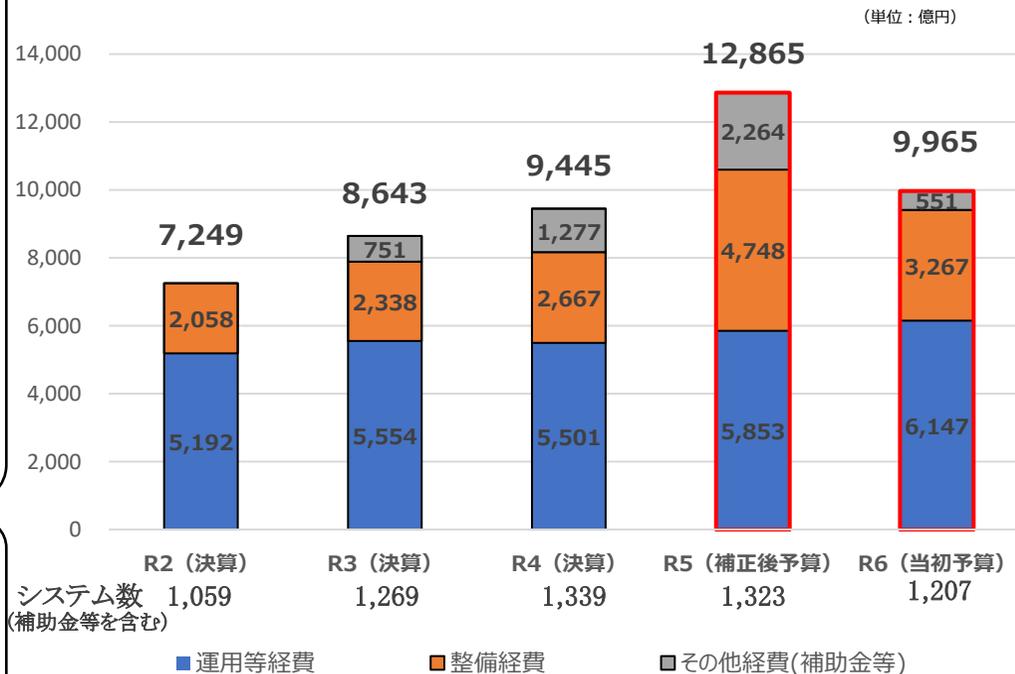
政府では、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、情報システム関係予算のうちの運用等経費について、2013年度(平成25年度)の状況に基づく約4,000億円を基準として、2021年度(令和3年度)までに3割削減することを目標に、経費の圧縮に努めてきた。その結果、2017年度(平成29年度)末現時点で年間509億円の削減を実現しており、2021年度(令和3年度)には年間1,155億円(基準額に対して29.5%)が削減される見込みである(※)。削減した経費は、新たな情報システムの整備・運用に必要な経費、セキュリティの強化等、付加価値の高い分野への投資の原資としていくこととされている。

(※)基準年である2013年度の運用環境を前提として3割削減は達成されたが、基準年以降の制度改正対応や新規システム投資等の影響で、総額では増加。

◆デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和5年6月9日 閣議決定) (抄)

2020年度(令和2年度)時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度(令和7年度)までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。

◆国の情報システム経費の推移



(出所) 令和6年4月デジタル庁にて集計。

※システム数は、財務省で集計(精査中)。

※四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。38

デジタル庁予算について

令和5年12月22日
財務省
デジタル庁

我が国がデジタル化を強力に進めていくうえで必要な施策を実施する観点から、国・地方が利用する共通のデジタル基盤であるガバメントクラウドについて、精査の上、令和6年度に必要な予算を措置する。

その上で、①デジタル庁予算の大宗を占めるシステム予算による行政の効率化を検証する仕組みの検討、②システム予算の妥当性の検証、③予算編成過程で具体化を進めるとされていたガバメントクラウドの利用料の負担方法について、下記の通り確認する。

① システム予算による行政の効率化

・より良い行政サービスを低コストで国民に提供するために、また、予算全体の抑制の観点から、デジタル化による行政の効率化を進め、その成果を国民に実感してもらうために可視化する必要がある。

・このため、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下、重点計画）に定められている政府情報システムの運用等経費等の3割削減目標に加え、**デジタル庁一括計上予算において新たなシステムを整備する際は、デジタル庁は、利便性の向上・運用経費の削減・行政の効率化を図りつつ、システム予算の投資対効果を可視化する仕組みを検討し、重点計画の次期改定に反映する。**

② システム経費の妥当性の検証

・ガバメントクラウドを含むシステム経費の妥当性を検証するため、有識者や地方公共団体から意見を聴取しつつ、システムの利便性向上・運用経費の削減・業務の効率化に向けて継続的な検討を行うこととする。

③ ガバメントクラウドの利用料の負担方法

・地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、その利用に応じて地方公共団体が負担することとされており、その負担方法については、令和6年度予算編成と併せて具体化を進めるとされているところ、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括して事業者を支払うこととする。

・そのため、地方公共団体等の共通機能に係る費用を保管する仕組みを整備することとし、令和6年度中に所要の制度整備を行い、その後、地方公共団体は国に利用料を支払うこととする。

- まずは、約1,300の各府省庁の情報システムの一覧性をもった可視化が必要。その上で、更改や新規整備の際には、システムの統合・共通化をはじめ当然行うべき効率化努力を進めるとともに、投資対効果を検証すべきであり、これらの可視化が必要。
- これに対して、現状では、情報システム経費の中には、行政事業レビューシートが作成されていないものもあり、詳細なPDCAの検証が行われていない。デジタル庁とシステムの担当省庁が連携して、透明性を確保しつつ、効率化努力を進めるべき。

行政事業レビュー

事業名：情報システムの整備

事業の目的：各府省が行う情報システムの整備・運用に関する各プロジェクトが、共通機能の活用等の政府方針に沿っているかという観点から、各府省と連携し一元的なプロジェクト監理を実施するとともに、この結果を予算要求や執行に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上する。(以下略)

予算額・執行額：

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	当初予算(A)	-	28,679	460,053	481,188	567,040
	補正予算(B)	-	90,102	111,933	163,183	
	令和5年度第1次補正予算				163,183	

デジタル庁に一括して計上されたシステム全体で一つのレビューシートが作成されており、各府省庁のシステムごとの内容が不明なものもある。

一元的なデジタル庁によるプロジェクト監理

デジタル社会の実現に向けた重点計画

(2023年6月9日閣議決定)

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省PMOと連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し、これを監理していく。

デジタル庁設置法第四条第2項

デジタル庁は、(略)次に掲げる事務をつかさどる。

第17号

国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

令和3年3月17日 衆議院内閣委員会 平井大臣答弁

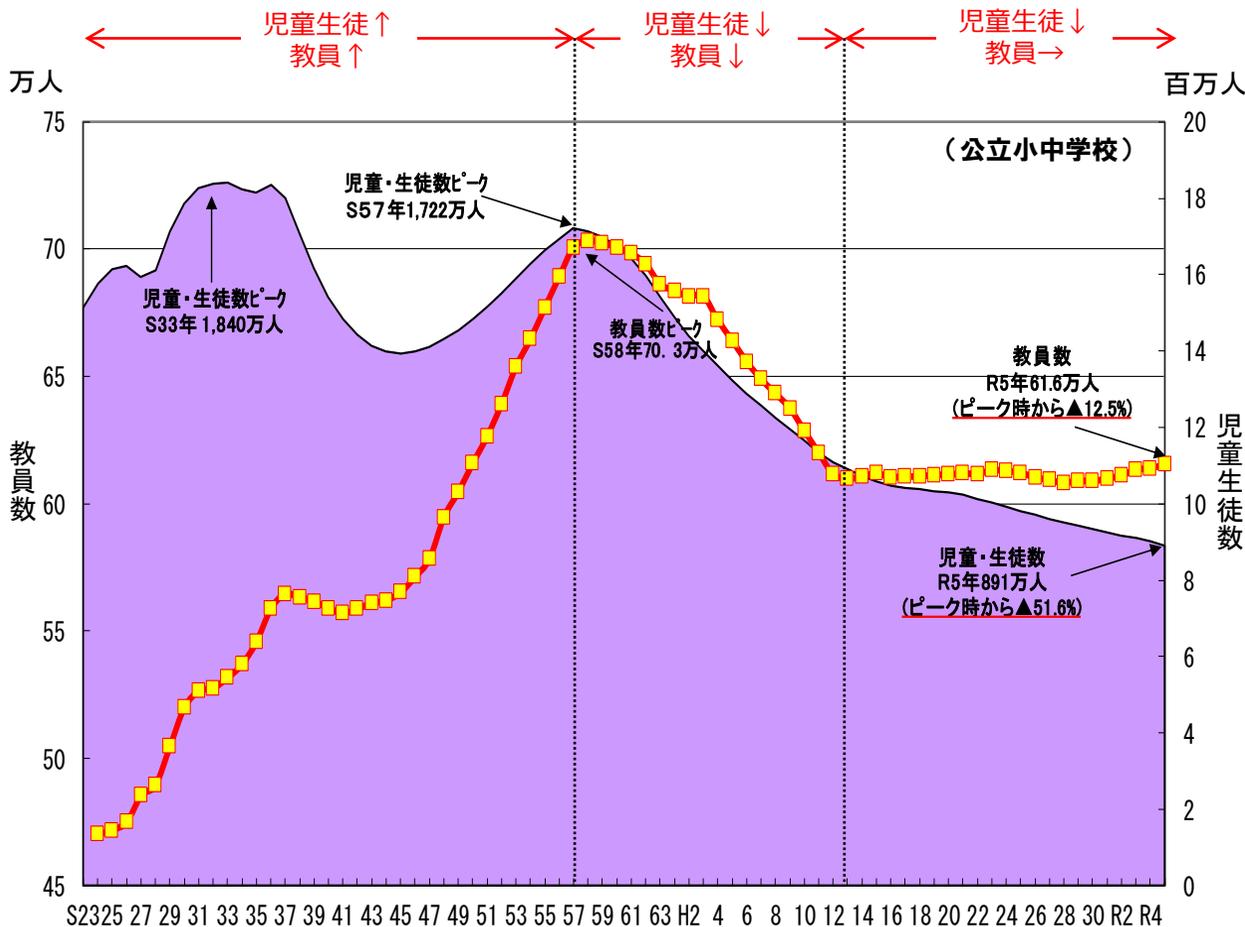
デジタル庁というのは、総合調整だけではなくて、十分に尊重すべき義務を課した勧告権を付与されることになります。そして、**関係予算の一括計上と配分権限を持たせることで、これは合わせ技で強い実効性を確保する**ということ、私は、まず、**勧告という前に、システムに関して不適当と思われるものに関しては予算を止めるということをやらなきゃいかぬな**というふうに思っています。それができる権能を持っているのが今度のデジタル庁だと考えます。

デジタル庁発足の目的に立ち返って、各システムの一覧性をもった可視化を進め、担当省庁の効率化努力を促すべき。

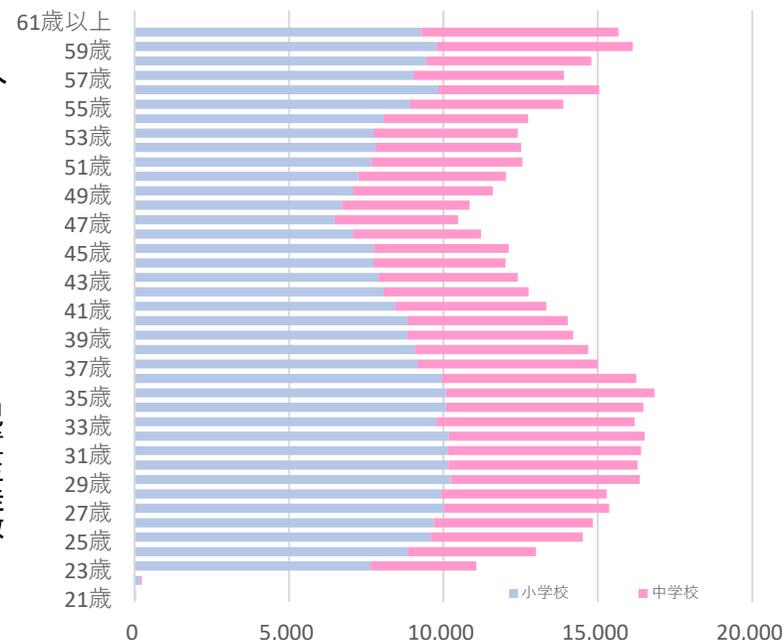
- 地方においては、今後、自治体職員の確保は困難になるとの見通し。情報システム部門の人繰りも厳しい中で、**必要な業務に重点化しながら行政の効率化を進めていく必要がある**。システムの統合・共通化等も図りながら、**行政の効率化・コストの抑制に努めていく必要があるが、システムを整備運用する際は、受益に応じて適切に費用を分担すべき**。
- 利便性の向上、行政効率化等に繋がる投資を行うためにも、情報システムの運用等経費を削減する必要があり、政府は削減目標を設定しているが、情報システム予算は総額で増加傾向。
- **約1,300の各府省庁の情報システムの一覧性をもった可視化をし、その上で更改や新規整備の際には、システムの統合・共通化や効率化努力、投資対効果の検証が必要**。

- 近年、昭和50年代の大量採用時の教員が定年を迎え大量退職する一方、教員数を維持するため、**若年人口が大きく減少する中で大量採用**してきた結果、教員の採用倍率が低下。（今後は、定年延長の間に退職者が減少し、改善していく可能性が高い。）
- また、**教員勤務実態調査**によると、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額（給特法）が前提としている「残業時間」（8時間）と乖離が大きいという指摘がある。

◆教員数及び児童生徒数の推移



◆公立学校年齢別教員数 (令和5年度)



(出所) 令和5年度 (令和4年度実施) 公立学校教員採用選考試験の実施状況について

◆教員の「時間外在校等時間」の推移

	小学校	中学校
S41	平均8時間/月	
H18	平均42時間/月	
H28	平均59時間/月	平均81時間/月
R4	平均41時間/月	平均58時間/月

(出所) 文部科学省調べ

- 「骨太2023」において、「2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する」とされており、**令和7年度予算編成において、教員の処遇について見直しが行われる見込み**。教職調整額の水準を引き上げるべきとの意見もあるが、検討にあたっては、以下の視点に立った議論が必要。

◆4つの視点

視点①：人材確保との関係

視点②：民間や一般行政職とのバランス

視点③：メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

視点④：安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

◆教職調整額の概要

<根拠>

- ✓ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）
（教育職員（校長、副校長及び教頭を除く）には、その者の**給料月額**の**百分の四に相当する額**を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。）

<予算>

- ✓ 義務教育費国庫負担金のうち**322億円**（令和6年度）
- ✓ **期末勤勉手当等の算定の基礎**とされているため、これらへの反映分を含めると、**476億円**（＝給料の約6%に相当）
- ✓ 1%あたり国費約80億円（**公費約240億円**）
（各種手当への反映分を含めると国費約120億円（**公費約360億円**））

◆「骨太2023」（令和5年6月閣議決定）

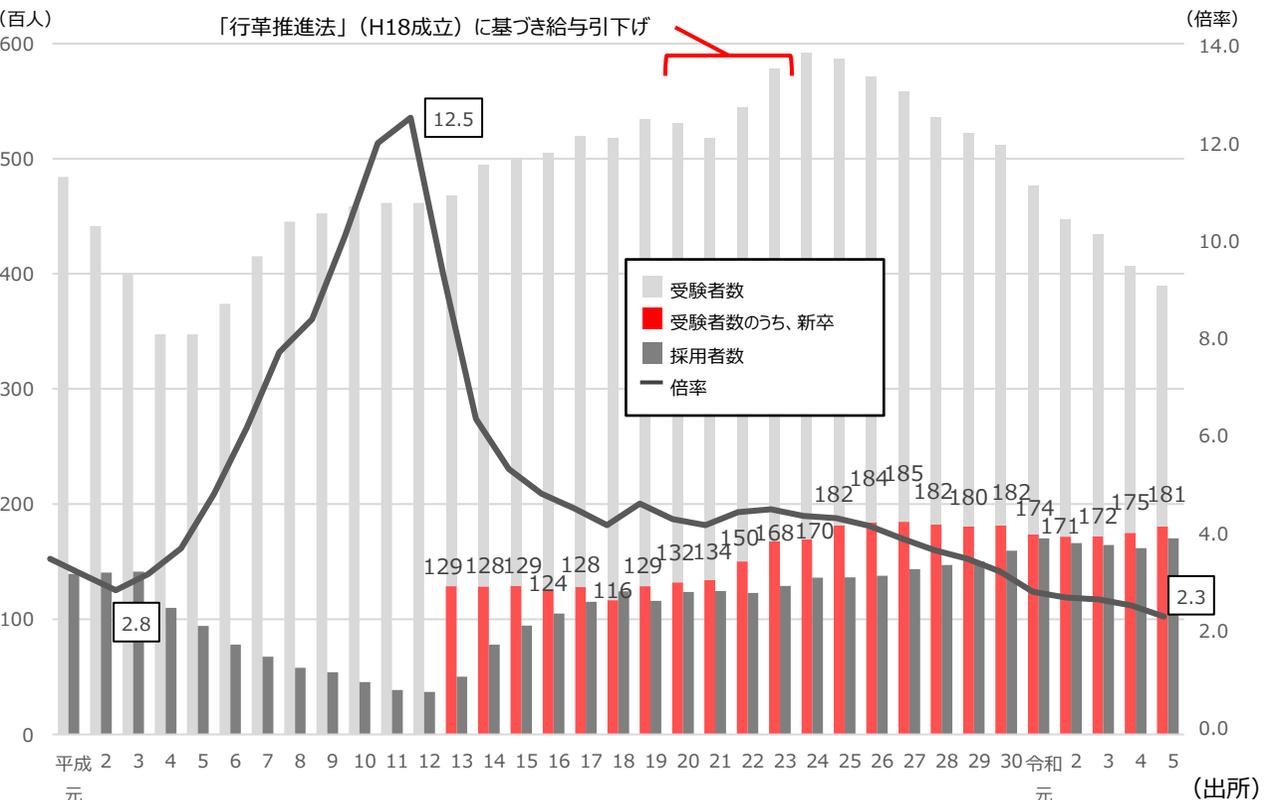
「教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、**処遇改善**、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。（略）我が国の未来を拓く子どもたちを育てるといふ崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、**真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行う**など、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。

（略）これらの一連の施策を**安定的な財源を確保しつつ**、（略）2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、**計画的・段階的に進める。**」

①人材確保との関係

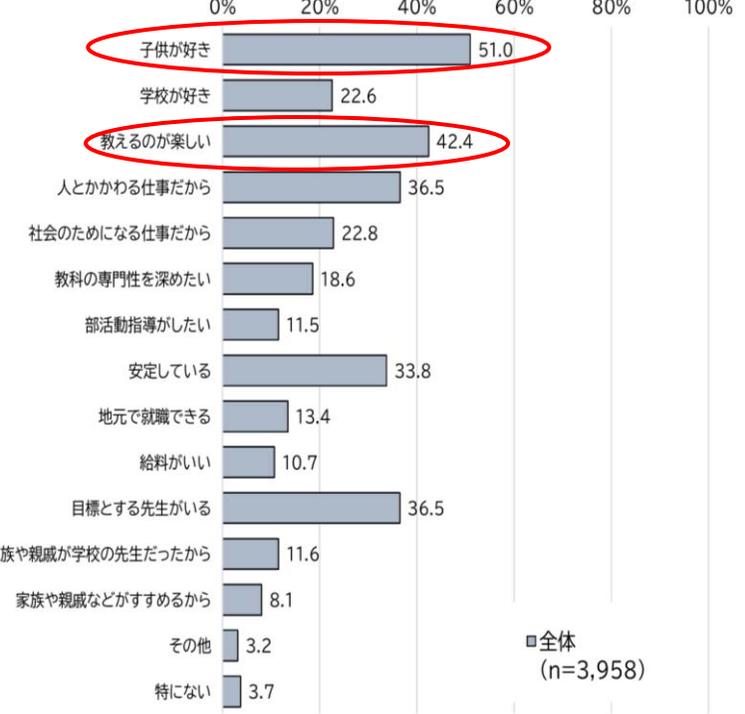
- 教員の採用倍率が低下しており、人材確保のために給与を引き上げるべきとの意見もある。
- 他方、**新卒の採用試験受験者数は、行革推進法に基づく給与見直し期間を含め、新卒人口が減少する中でも一定数を維持。**むしろ20年前と比べれば5千人超増加。**(平成15年度 129百人 → 令和5年度 181百人)**
- 学生が教員を目指す志望動機は、「子供が好き」・「教えるのが楽しい」というもの。**採用倍率の低下は、「教職の人気低下」によるものではなく、教員の年齢構成による近年の大量退職・大量採用に伴う構造的な現象。**
- 若年人口が大きく減少する中で、中長期的に質の高い人材を大量に採用し続けることは困難。「働き方改革」・「デジタル化」・「外部人材の有効活用」等により、**教職業務の効率化を徹底しなければ根本的な解決にはならない。**

◆公立小学校教員採用試験の受験者数（うち新卒）・採用者数・採用倍率の推移



(出所) 令和5年度採用選考実施状況

◆教職を考えた主な理由（学生へのアンケート）

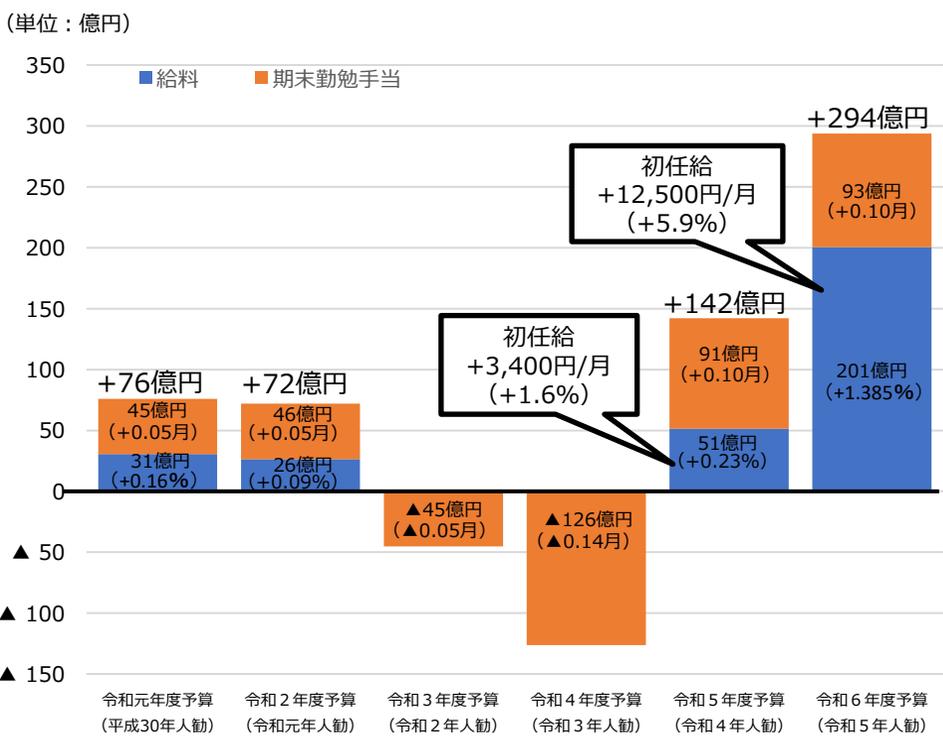


(出所) 令和3年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の成果報告書
(教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査)

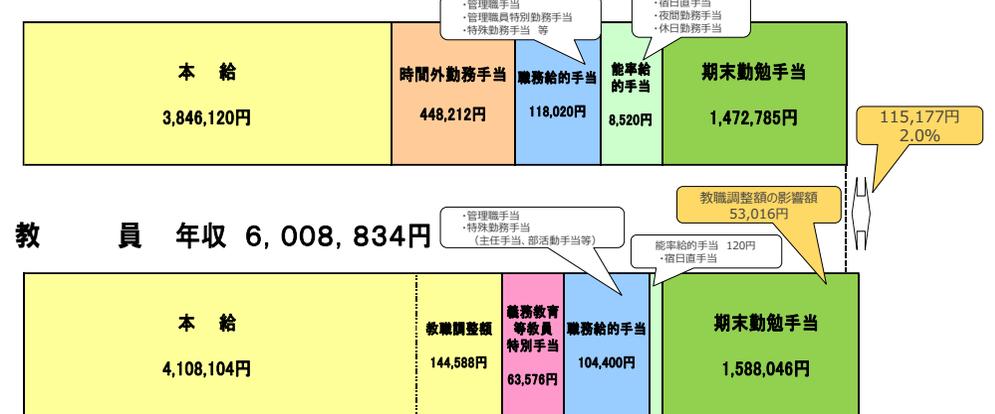
②民間や一般行政職とのバランス

- 教員勤務実態調査によれば、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額が前提としている「残業時間」（8時間）を大きく上回っており、一定の処遇改善を検討する必要があるが、
- ① （教員を含む）地方公務員の給与は、国や民間の給与等を考慮することとされている（「均衡の原則」）。**教員の給与は、人事院勧告を踏まえ、近年の民間の賃上げの影響が反映され大幅に改善しており、今後もその可能性が高い**
- ② **教員給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職給与より高い**。なお、総人件費改革等の観点から、行革推進法（H18）や自民党PTにおいて、当時の教員給与が一般行政職給与を上回る部分（月収ベース；2.76%）を縮減するとしていた経緯がある
- ③ 近年、外部人材拡充等の効果もあり、教員の「時間外在校等時間」は減少しているが、一般行政職の時間外勤務は増加している（平成30年度：12.6時間／月→令和4年度：14.7時間／月）
こと等を踏まえる必要。（※）なお、教職調整額が本給として支給されているため、**退職手当も一般行政職より優遇**。

◆人事院勧告による影響額（義務教育費国庫負担金）



◆一般行政職（地方公務員）と教員の給与比較（年収ベース）（令和4年度）



※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額（扶養手当や地域手当を含まない）
（出所）文部科学省資料（教員の期末勤勉手当のうち「教職調整額の影響額」は、財務省で機械的に試算）

◆一般行政職（地方公務員）と教員の退職手当比較（令和4年度）

	一般行政職		教員	
	人員	手当総額	人員	手当総額
総計	7,118人	1,569億円	23,102人	5,238億円
一人当たり平均手当額	2,204万円 (A)		2,268万円 (B)	

(B) / (A) = 102.9

（出所）「令和4年地方公務員給与の実態」（総務省）

③メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

- 教職調整額を含む教員に特有の手当等を合わせると、平均すれば教員1人当たり残業18時間分の手当（給料の9%相当）が既に支給されている。
- 教員の勤務時間には大きな幅があり、時間外勤務の少ない者もいること、長時間勤務を固定化するおそれもあることから、既定の給与予算を最大限に活用し、一律の給与水準の引上げは抑えた上で、例えば負担が大きい主任手当を引き上げるなど、負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」とするのが基本。

◆ 教員に特有の手当等（主なもの）

手当等	R6予算 (億円)	概要
教職調整額	322	給料の4%
義務教育等 教員特別手当	125	教員に一律支給（給料の平均1.5%程度）
給料の調整額	42	特別支援教育に直接従事する教員に支給 （給料の平均3.0%程度）
教員特殊 業務手当	54	非常災害時等緊急業務・修学旅行等指導業務・対外運動競技等引率指導業務・部活動指導業務に応じて支給
教育業務連絡 指導手当	17	学年主任・教務主任等に支給 （いわゆる主任手当、200円/日）
期末勤勉手当等 への反映分	166	教職調整額等の期末勤勉手当等への反映分
合計	727	給料の9%相当

◆ 教員の勤務時間についての回帰分析（主任関係）

教員の在校等時間（平日）を従属変数とする回帰分析によると、小中学校ともに、「教務主任」や「学年主任」の在校等時間が長い。

説明変数	小学校係数 (時間/月)	中学校係数 (時間/月)
教務主任	13	13
生徒指導主事	3	-
進路指導主事	-	7
保健主事	4	-
研究主事	3	-
庶務主任	-	-
学年主任	4	8
教科主任	2	-

(注) 各係数の有意水準は各々異なる。(10%水準で有意でない係数は-としている。)
(出所) 文部科学省資料（勤務日数を22日/月として財務省で加工）

◆ 「今後の教員給与の在り方について」（平成19年3月 中教審答申）

- ・**教職調整額**：「これまで教職調整額は給料相当とされてきたために期末・勤勉手当や退職手当等に反映されていたが、時間外勤務手当の代替措置的な性格をも持つにもかかわらず、自動的に期末・勤勉手当や退職手当等に反映されることについては見直すことを検討してはどうか。」（※出された意見の1つ）
- ・**義務教育等教員特別手当**：「小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている義務教育等教員特別手当について廃止を含めて縮減を検討し、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用することを検討する必要がある。」
- ・**特殊教育関係者に支給される給料の調整額**：「通常の学校においても、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになった。このような状況の中、現在、特殊教育諸学校や小中学校の特殊学級の教員のみ措置されている給料の調整額について、他の教員との均衡上適切かどうか、その廃止を含めて検討する必要がある。」

④安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

- 教員の処遇改善を行う場合、「**安定的な財源を確保**」（骨太2023）することが前提とされており、**文科省施策全体の歳出・歳入両面**の見直しにより財源を捻出する必要。（仮に教職調整額を4%から10%まで引き上げた場合、所要額は約2,100億円（公費ベース））
- 安定財源の確保にあたっては、
 - ① 児童生徒数の減少等を踏まえ、教育環境を悪化させずに合理化できる歳出はないか（加配定数の合理化等）
 - ② 短期間実施することが想定されていた調査研究事業等で、（名称を変える等して）長期間継続している事業はないか
 - ③ 効果や公平性等の観点から、継続する必要性が認められない租税特別措置はないか
 といった観点から、抜本的に見直すべき。

◆1学級あたり加配定数を維持した場合の試算

年度	H25	R5	R10	R15
①児童生徒数（※1）	959.4万	843.1万	755.8万	663.7万
②学級数（※1）	32.9万	29.9万	28.4万	26.7万
③基礎定数（※2）	63.8万 (66.5万)	64.4万 (65.0万)	60.5万	55.3万
④加配定数（※2）	6.2万 (3.5万)	4.6万 (4.0万)	3.8万	3.6万
⑤1学級あたり加配定数 （④/②）（※2）	0.19人/学級 (0.11人/学級)	0.15人/学級 (0.14人/学級)	0.14人/学級	0.14人/学級
⑥加配定数対R5 <国費影響額> <公費影響額>	-	-	▲0.2万 <▲50億円> <▲140億円>	▲0.4万 <▲90億円> <▲280億円>
⑦平均学級規模（①/②）	29.1人/学級	28.2人/学級	26.6人/学級	24.8人/学級
⑧児童生徒100人あたり教員数 （（③+④）/①）	7.3人	8.2人	8.5人	8.9人
⑨児童生徒1,000人あたり 外部人材数（※3）	3.3人 (3.2万人)	8.8人 (7.4万人)	12.4人 (9.4万人)	14.1人 (9.4万人)

◆その他見直し得る施策例

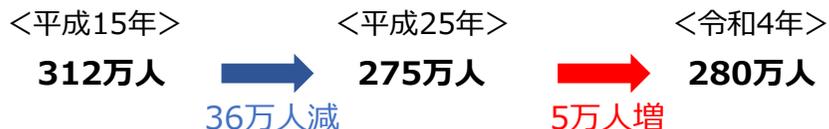
- ✓ 紙とデジタルの教科書の併用
※「紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、（略）行政改革の視点からも改善が必要」（R2秋の公開検証とりまとめ）
- ✓ GIGAスクール関係経費
・「GIGAスクール運営支援センター整備事業」等
※各自治体における定着状況等を踏まえ、R6年度までとされている
- ✓ 名称を変え長期間継続する事業や性質が近い事業
・「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」(H14～)
・「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」(H26～)
→「ワールドワイドラーニングコンソーシアム構築支援事業(WWL)」(H31～)等
- ✓ 文科省関係の租税特別措置 等

(※1) H25及びR5は、「学校基本調査」（公立小中学校の単式学級（特別支援学級を除く））より。R10及びR15は、「R4人口動態統計」を基に推計（直近の児童生徒数の減少率等を横置き）。
 (※2) かつ書きは、経年比較のため、35人学級（R3～R7）及びH29基礎定数化（H29～R8）が満年度化（計2.8万人）した場合。R10及びR15の基礎定数は、R6年度概算要求時の見積を基に推計。
 (※3) かつ書きは、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等の合計数。R10及びR15は、R6予算人員ベース（9.4万人）を横置き。

- 教員勤務実態調査を踏まえれば、**一定の処遇改善を検討する必要があるが、教員の給与は、人事院勧告を踏まえ近年大幅に改善していること、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与（年収ベース）より優遇されていること等を踏まえる必要。**
- 教職調整額を含む教員に特有の手当等を合わせると、教員1人あたり残業18時間分の手当（給与の9%相当）が既に支給されており、**既定の給与予算を最大限活用し、一律の給与水準の引き上げは抑えた上で、負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」とすべき。**
- 教員の処遇改善を行う場合、「**安定的な財源を確保**」（骨太2023）することが前提とされており、**文科省施策全体の歳出・歳入両面の見直しにより財源を捻出する必要。**

- 地方公務員の職員数は、20年前から10年前にかけて大幅に減少したが、直近10年では増加傾向にある。このうち、福祉関係の職員が増加傾向にあるほか、地方自治体の職員配置の裁量が比較的大きい一般職員も多くの年で増加している。
- 人口減少を受けて、公共サービス需要の総量は減少していくとともに、職員の確保も難しくなるが見込まれるなか、DX化の推進や公共施設の統廃合等を通じて**業務を効率化することが重要**。これにより、施設の維持管理費や人件費といった**関連歳出を抑制することが可能**。

◆ 直近20年間の地方公務員数の推移



⇒令和32年（2050年）には令和2年（2020年）に比べて生産年齢人口が半数未満となる自治体が4割を超える見込であり、地方公務員の採用も困難になることが予想される。

（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

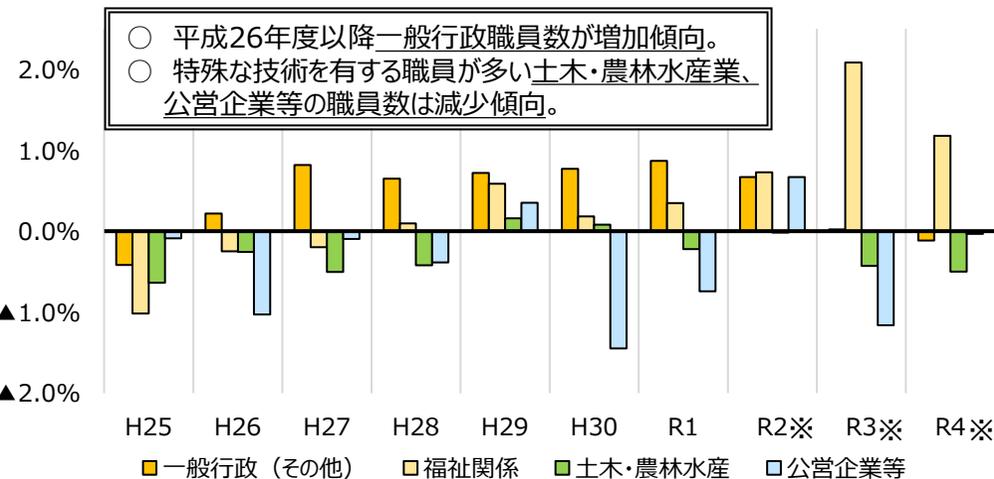
◆ 朝日新聞デジタル（2024年1月18日）

『進む公共施設の統廃合「縮小社会」と向き合う自治体の戦略とは』（抜粋）

市（注：埼玉県北本市）の人口は現在約6万6千人だが、2055年には約3万9千人になると予測されている。他方、現存する公共施設を改修するなどして使い続けられ、今後約40年で必要な修繕・維持管理コストは約1024億円。1年あたり約25億円で、市の財政に負担が重くのかかる。

そこで市は一昨年、公共施設の総床面積を56年度までに半分にする目標を掲げ、統廃合計画を作った。栄小の跡地を活用して**公民館の数を減らしたり、市立小・中学校の統廃合を検討したりすることなどが柱**。修繕・維持管理コストを約403億円減らす効果が見込めるという。

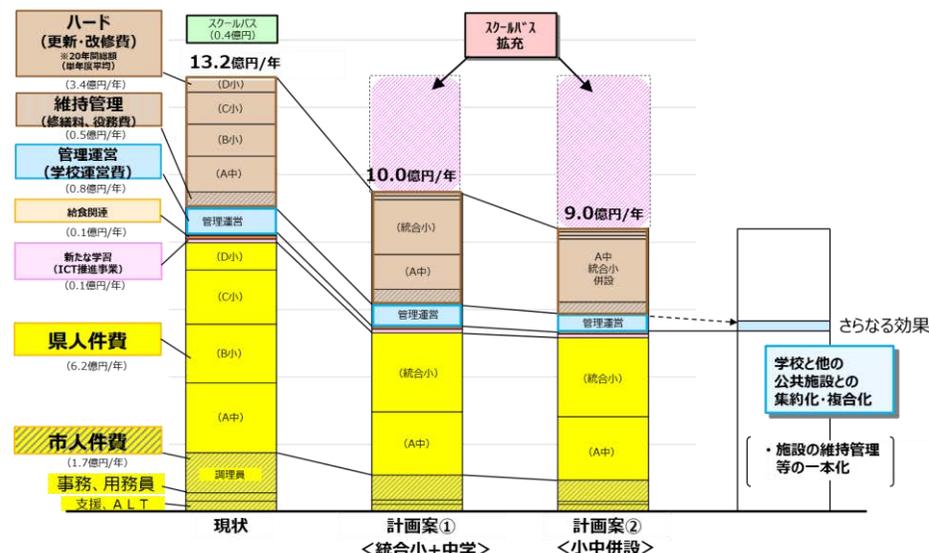
◆ 直近10年間の主な部門別地方公務員の対前年増減割合



（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」

（注1）一般行政（その他）は、定員管理調査における一般行政職員から福祉関係及び土木・農林水産関連を除いた職員。（注2）R2～R4の増減割合については、一部、新型コロナウイルスによる影響等があることに留意。

◆ 公共施設の統廃合とコスト削減のシミュレーション例（教育施設の統廃合）

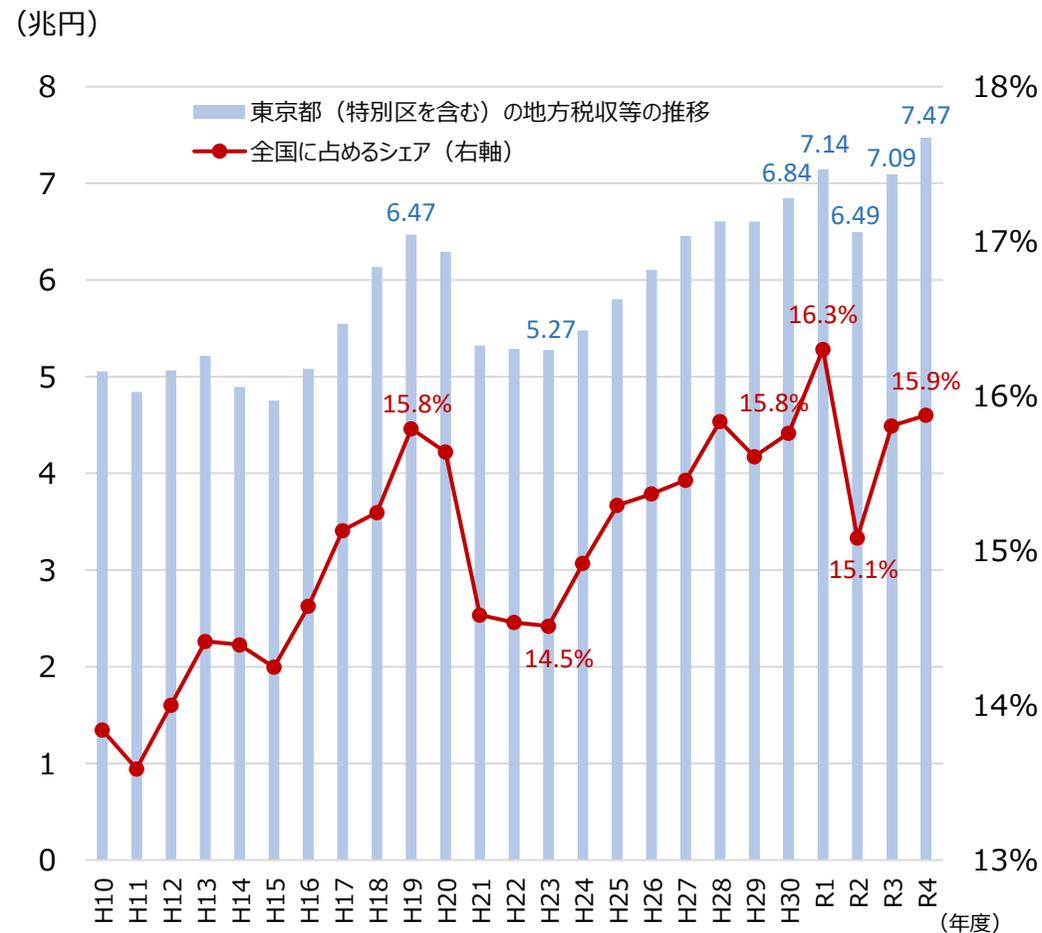


（出所）「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」～学校施設を核としたまちづくりのための手引き～（令和4年3月）（文部科学省委託事業）をもとに、財務省作成。

東京都の地方税収等の推移と全国シェア

- 東京への人口・経済の一極集中が続いてきているなか、東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっており、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、**全国の地方税収等に占める東京都のシェアはなお高い水準**。
- 東京都は地方税収の増加に伴い、過去10年間、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきた。

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



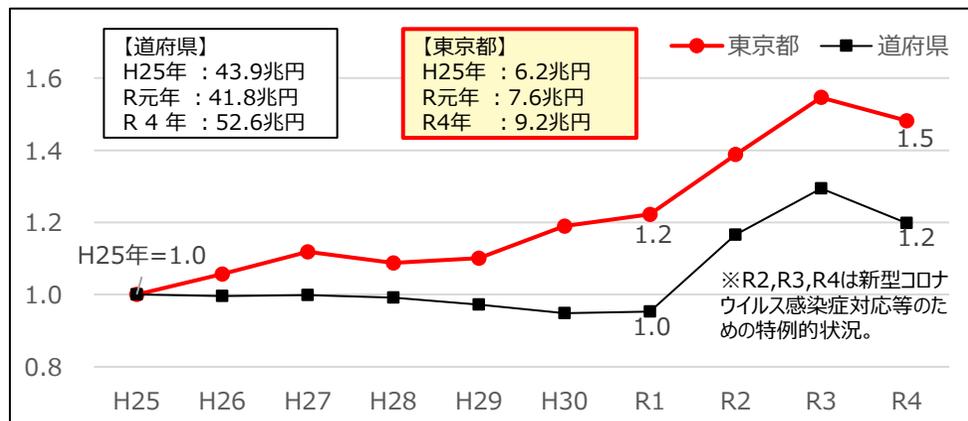
(出所) 総務省「地方財政状況調査」
 (注) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）の決算額。

◆ 法人関係二税の人口1人当たり税収額の指数（令和4年度）



(出所) 総務省「地方財政の状況（令和6年3月）」「地方財政状況調査」等をもとに作成。
 (注) 特別法人事業譲与税を含む。

◆ 歳出総額の推移

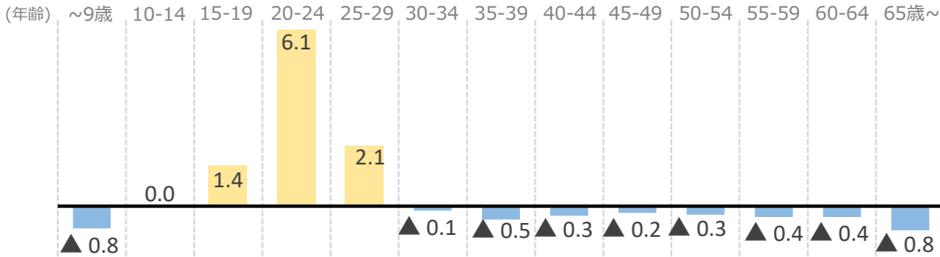


(出所) 総務省「地方財政状況調査」 (注) 平成25年度の値を1として指数化している。

- 東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、**東京と地方の間、更には東京圏内においても行政サービスの格差が広がっている状況。**
- 東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。**

◆ 令和5年における東京都の年齢別の転入超過数

【単位：万人】



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(注) 日本人移動者のみ。

◆ 東京都の令和6年度当初予算における新規事業及び予算規模が大幅に拡大した事業の例

こども・子育て関連	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公立学校給食費の負担軽減 ○ 私立中学校及び高校授業料無償化 ◎ 都立大学の授業料無償化 	【239億円】 【681億円】 【15億円】
賃上げの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 介護職員等の処遇改善 ◎ 障害福祉サービス職員の処遇改善 	【285億円】 【129億円】
脱炭素化の推進	○ 省エネ性能の高い住宅（東京ゼロエミ住宅含む）の普及促進、省エネ家電への買替え促進等	【1,047億円】
ファンドへの出資	◎ 官民連携インパクトグロースファンドへの出資	【100億円】
その他	○ プロジェクトマッピング運営事業等	【20億円】

(出所) 東京都「令和6年度東京都予算案の概要」(令和6年1月26日)等
(注) ◎は新規事業。○は一部にR5予算からの継続事業を含むが、大幅に予算額が増加したもの。

◆ 大学進学や就職に伴って働き手の人口が流入する構造

【東京都外で生まれ育った世代】

東京都の18歳～29歳人口
(182.2万人)



約1/3
64.6万人

【東京で生まれ育った世代】



約2/3
117.6万人

上記世代の東京都人口の内、**少なくとも1/3以上**が都外で生まれ育った人々

就業納税

(出所) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態調査」をもとに財務省にて推計。

人口戦略会議「人口ビジョン2100」(抜粋)

- ・ 東京圏に若い男女が流入する「東京一極集中」は、依然として続いています。その東京圏では、住宅費が高騰し、通勤が長時間で苛酷なため、平均年収以下のクラスの若年層や子育て世帯は「可処分所得」と「可処分時間」ともに低水準となる厳しい環境に置かれています。
- ・ **東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、国全体の少子化の流れを変えていく上で、避けては通れない課題です。**

東京都に隣接するA県知事



東京都と同じような施策は我が県の財政事情では厳しい

A県の令和6年度予算では、

- ・ これまで700万円※としていた私立高校等学費補助上乗せ(実質無償化)の年収要件を多子世帯に関しては910万円まで緩和。 ※ 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安 (←東京都は全世帯について910万円の要件を撤廃)
- ・ 個人及び事業者への脱炭素化普及促進として50億円程度を計上。(←東京都は合計1,000億円超を計上)

各自治体において独自に子育てやGX化等に関する予算額を拡充しながらも、東京都と比較すると、財政力の差を背景に大きなサービス格差が生じている状況。

- 地方公務員の職員数について直近では増加傾向にあるが、人口減少により**今後公共サービス需要の総量は減少していく**とともに、**職員の確保も難しくなる**ことが見込まれるなか、DX化の推進や公共施設の統廃合等を通じた**業務の効率化が重要であり、歳出抑制にもつながる**。
- 東京一極集中により、**豊かな財政力を持つ東京都と地方の間での行政サービスの格差が広がっている状況**。東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要**。